舶主王直功罪考 (後篇) 胡宗憲の日本招諭を中心に一

Ш

崎

岳

はじめに

「擒獲王直」と「王直上疏

一 明色の日本習

蔣洲の日本出使明廷の日本招喩論

几

王激の歸還

源義鎭の入貢要求

六 五

八 胡宗憲の失脚

おわりに

はじめに

蹟を考證し、その罪狀がいかなる歴史的條件のもとで定まったのかを明らかにするものである。こうした檢討を通じて、 本稿は、前篇に引き續き、明代中期に日本と中國の間で海商として活動し、海賊として處刑された王直という人物の事

王直の功罪をめぐる同時代の人々の認識が、東アジア海域の政治的安定という明朝中國にとっての現實的課題とどのよう

91

王直は、

に連動するものだったのかを示したいと思う。

倭寇を主題とする多くの歴史書において、王直をその黑幕とする見解は現在に至るまで繼承されている。 否定的に描かれる人物である。いわゆる「正史」に代表される傳統的な歷史觀は、 中國では根强い生命力をもっており、

『明史』をはじめ大半の傳統的歷史記述において、中國を裏切って日本から倭寇を呼び込んだ元兇と見なされ、

ち立てられたことが明らかとなった。王直は武力を用いて官軍の軍事行動に貢獻することで、 ち取る過程と、 くは旣知の事實を一般向けにまとめた啓蒙的な敍述であり、これまでの學說を根底から問い直すことは意圖されていない。 つつあるように思われる。昨今の海域史研究の盛行とあいまって、學界の內外で王直とその時代に對する關心は比較的高 される華人海商によって發展した東アジア海域の通商網が、 して明朝の專制支配に武力闘爭を挑んだ存在と規定され、その進步性を評價する論考も少なからず發表されてきた。 元での文化接觸に大きな役割を果たした事實は、 このように王直は記述者の歴史觀によって多様な側面を見せる素材だが、近年、その人物像にはある種の定型化が進 前篇において、 筆者が前篇を公表して以後も王直に言及する著作は複數公刊されている。しかし、こと王直その人に關する限り、 方、日本における王直論は、 その結果、 學界を中心に廣く支持を得ている。中國大陸の一部の學者の閒では、王直は勃興しつつあった商業資本の利害を代表 嘉靖倭寇とは明朝の海禁政策に對する民間の反動であり、その究極の原因は當時の政治體制にあったとする見解 嘉靖三二年 嘉靖倭寇に先立つ王直の海上覇權は、 筆者は主に寧波の鄕紳萬表の (一五五三) 軍事面よりも海商としての經濟活動により强い關心が注がれる傾向がある。王直に代 に官軍の追討により瀝港の據點を追われ、 『海寇議』を題材とし、王直が寧波近海の密貿易業界で壓倒的な優位を勝 日本史・中國史雙方の研究者の關心を引きつけてきた。 寧波府や按察司などの現地當局との不卽不離の協力關係によって打 戦國日本の外交關係にも深く關わっていた事實や、
 日本に據點を移すまでの活動を檢討し 瀝港における日本との貿易 世界的

王直は浙江における據點を追われて、當時倭寇の發源地とされた日本に向かうことになる。 會を與えられていたのである。 を官憲から默認され、 「倭寇」でも「海寇」でもなく、 ところが、こうした政治的妥協は官憲內部における主戰派官僚の强い意向によって破られ 一かたぎの商人として、また官軍の下請けとして公然と活動 する機

れるまでの時期が、 る。 本稿では、 浙江海域 これらの事實をさらに廣く深い次元に敷衍しつつ、 から退避した王直が日本に移ってから、 本稿の主要な檢討對象となる。 浙 直總督胡宗憲の招撫を受け入れて身柄を拘束され、 王直の事蹟とそれをとりまく背景事情を總合的 その後處刑

一 「擒獲王直」と「王直上疏

は 自身に向けられた嫌疑に辨明を試みた上奏文とされ、 頻繁に利用される文獻である。 目下確定されず、 『籌海圖編』 に收められた「擒獲王直」と、『倭變事略』に附載された「王直上疏」は、ともに王直の生平を語る上で、 後者はその由來に不明な點もあるが、 前者は總督軍務胡宗憲の計略によって王直が捕縛される顛末を綴った記錄、 それぞれが極めて對照的な兩種の人物像を傳えている。 いずれも王直の在世時から時を隔てず成立した文獻である。 後者は王直 前者の撰者

疏 ば公的な權威のもとで編纂された記事である一方、後者は一介の文人の手になる野史の附錄で、 自己辨護ともなれば、 現在 は あくまで參考程度に位置づけられるに過ぎない。 般的な王直論では、 その史料的價値の評價に差序が生じるのは當然であろう。 「擒獲王直」 の記述はしばしば史實そのものとして扱われることが多いのに對し、「王直上 兩文獻の性格を考えれば、 前者が浙直總督の幕下においてその半 しかも處刑された罪人の

しか 王直 「の搖れ動く評價そのものを同時代史の中に位置づけようとする本稿の主旨からすれば、 王直自身の 言 61 分

偏向した記述を含む點は「王直上疏」に劣るものではない。 にもできるだけ真摯に耳を傾けねばならない。さらに言うなら、「擒獲王直」も、 相應の政治的な背景を抱え、 ある種 0

き起こし、生計のために海外貿易に乗り出した王直が、やがて倭寇の首魁として名を顯し、最後には官軍に投降して處刑 「擒獲王直」は、 しばしば王直の一代傳とも位置づけられる文獻である。王直の生平について、 その出 生の奇譚 時から說

錄」には、『籌海圖編』 されるまでの行蹟を記すものである。その篇名は 「王直傳略」として引用される。刊行年次は版本によって若干のずれがあるが、おそらくその主要部分は嘉靖三八年の終 「大捷考」の一篇、「擒獲王直」によるが、撰者名の記載はない。また、 の編者袁褧は、 『海寇議』 の續編として載錄する。嘉靖四〇年序を附す胡宗憲修 撰者不詳のやはり同文の版本を茅坤の『紀剿徐海本末』とあわせて『海寇後編』と名付け、 版とほぼ同文の「擒獲王直本末」が載錄され、撰者には幕客の邵芳の名が當てられる。 『籌海圖編』 の中の、それぞれ異なる撰者による對倭寇戰記を收めた 『浙江通志』では、 胡宗憲の關係文集 同篇が杭州の文人田汝成撰 『忠敬堂彙錄』 所收の「平倭 『金聲玉 前篇で詳

わりごろ、王直の刑死の前後にはすでに成立していたものであろう。 四庫全書は 「王直傳略」系統の 『汪直傳』を存目に採り、次のような提要を付す。

これを誘殺した事實を記す。 撰者の氏名は明記されない。 胡宗憲に功を歸すること甚だしく、あるいはその幕客が作ったものであろう。 嘉靖年間に汪直が倭を誘引して海上に入寇したこと、 および總督胡宗憲が經略 で利用 7

がいずれも胡宗憲とゆかりの深い人物であることからも、 擒獲」した功績を顯彰する意圖が明らかなことから、 無記名記事の常としてその編者鄭若曾の手になる可能性も排除できないが、 同篇は王直に關する貴重な同時代史料だが、とりわけ胡宗憲による王直招撫の顛末に主要な筆が割かれ、その 究極の主人公は胡宗憲であると言っても過言ではない。 その幕客の作であるとの說は妥當であろう。 ほかにも同篇撰者に擬される邵芳や田汝成 「王直を

この上疏が朝廷に屆けられた形跡はないので、おそらく最後まで胡宗憲の手元にあったものが、 數千人を率いて杭州 「倭變事略」 「王直上疏_ 「附錄」に引用されたことで現在に傳わったもので、 灣に來航し、人づてにこの奏疏を胡宗憲のもとに屆け、 の撰者は 「帶罪 犯人王直 卽汪五峰」、つまり王直その人ということになる。 嘉靖三六年(一五五七)九月二五日に王直 皇帝への上呈を依頼したと説明されてい 王直の處刑後に閪外に漏 同篇は、 九

れ出たものと思われる。

とになったものと推測している。 出る上疏を陳可願に託したとしても、十分につじつまが合う。これで全く問題がないわけではないが、 激こと毛海峰らを帶同して歸國している。すでに胡宗憲の招撫に從う方針を決めた王直が、この時機を捉えて赦兒を願 盾のないものである。この前年に胡宗憲が日本國王招諭のために蔣洲と陳可願を派遣し、 年を今春と呼び、官府當局に徐海の侵寇に對する警戒を促す箇所があり、 の主要部分は嘉靖三五年に著され、 ただし、『倭變事略』 が述べる嘉靖三六年という撰述年代に問題がないわけではない。 別の上疏との取り違えなど何らかの原因によって、 全體の內容もこの年に執筆されたと解釋して矛 嘉靖三六年の上疏と誤認されるこ 當年には陳可願が王直 實際の記述をみると、 目下、 筆者は同篇 の義子王

總督衙門の公式見解と一致したものであり、 獻である。 盡くし、 倭寇の平定に協力した功績を列擧しつつ、自身とその家族が被った冤枉を訴えるもので、 しかし、 後述のように、 胡宗憲がその日本招諭政策を推進していた時期には、ここで主張される王直 一定の支持を得ていたはずである。 その意味でも貴重な文 の立場は

同時代のほとんどの關連史料が王直を國賊としてその惡逆を强調するのに對し、

同篇は、

王直が自ら、

或

家

0)

される情報を抄寫して同書をまとめたとされる。 略 の撰者采九德は海寧衞の軍官の家系に生まれた人物で、 采九德が胡宗憲と個人的にどのようなつながりを持っていたのか詳しい 嘉靖年間の倭寇に際して、 總督 衙門 か H

當時海鹽縣の學生であった采九德もまた、胡宗憲幕下に集まる情報に比較的容易に接觸できる場に身を置いていたものと ことは分からないが、 同書 の王直投降についての記述には 「擒獲王直」とほぼ同一の文が含まれていることから、

方 推測される。

浙直總督胡宗憲の周邊に由來する點は共通するということになる。次章ではさらに今一步進んで、その記事內容を檢討す このことから、「擒獲王直」と「王直上疏」は、王直の功罪について正反對の立場をとる文獻でありながら、どちらも

二二つの王直像

ることにしよう。

嘉靖三二年(一五五四)、官軍に追われて日本に去った後の王直の樣子は、「擒獲王直」にはこのように記されている。 みなその害毒を被った。 僭稱し、自ら徽王と稱した。部署を分かって官制を定め、みな名號を與えて要害を守らせ、三十六島の夷はすべてそ めぐらし、櫓や四方の城門を築き、その上では馬を走らせることができた。薩摩州の松浦の津に據ってこれを京と の指圖に從った。しばしば夷と漢の兵を十餘道に分けて派遣し、沿海の郡縣を襲撃したので、數千里にわたる土地が (王直は) 新たに巨船を建造して互いに連ねさせた。その廣さは一百二十歩四方あり、二千人を收容した。木で城栅を

なくなかったに違いない。俗にいう「倭寇王」の通稱は、この種の王直像が現代的に誇張されたものであろう。 土を從えて倭兵を意のままに操る王者のごとくで、實際、 王直への言及に際してほぼ例外なく引用される、あまりに有名な記述である。この描寫に見る王直は、あたかも日本全 明側ではそうしたイメージをもって王直を捉えていた人々が少

ばならない。上文を受けて同篇は次のように續ける。 の兵、 土に君臨したとの意味にとるならば、さすがに誇張が過ぎる。これらの記述の結びを飾る、 僭稱もお尋ね者に加上されがちな罪狀だが、「三十六島」すなわち日本全國の夷を役使したとのくだりは、 ほとんどそのまま引き寫したもので、その信憑性にはそれなりの留保が必要である。「薩摩州の松浦津」とは、 ばはん船」を多く輩出した薩摩と、王直が居留したとされる平戶とが混同されたものであろう。 ただし、この箇所にはいくつもの問題點がある。 沿海數千里の慘狀が、 本當に王直自身の指令によるものなのか、 前半の巨船の描寫は、 他の史料とも照らし合わせながら慎重に判斷せね 晉の武帝が吳に侵攻する際の 王直に率いられた倭漢十餘道 京や王といった名號 「 芸音書」 王直が日本全 日本 記述を

來しているという話は聞いたことがなかったので、王直が背後でこれを操っているのだと確信したのである。® その裏で何者かが糸を引いていることを見て取った。さらに入寇する賊酋はみな王直の部下だったが、 た。ただ、總督胡公(宗憲) のため、東南の人々は王直が中國から離叛したことは知っていても、その災禍が全て王直に由來するとは知らなかっ 官軍はその襲來を防ぐことができず、それをごまかすため、襲擊を被るたびにどこそこの倭人の仕業だと言った。そ のみが、以前浙江巡按であったころ、賊の進退擧止がみな兵法に則っているのを見て、 王直自身が渡

たらした最大の功績と位置づけられるのである。 をもってはじめて看破されたということになる。こうした前提のもと、胡宗憲による王直の逮捕は、 この記事では、 倭寇の頂點に立ってこれを率いているのは王直であることが前提とされ、 またその事實は胡宗憲の炯眼 嘉靖倭寇の平定をも

張され、 實際には 朝廷でも廣く支持を得ていた。 倭寇の責任を王直に負わせる議論は、 王直の首には嘉靖三四年八月の時點で、 本論考の前篇で檢討した萬表や兪大猷をはじめとする多くの人々に主 破格の報酬である。 兵部によって一〇〇〇〇兩の報賞金が約

東されていた。これに次ぐ徐海のそれが三○○兩であることからすれば、

と同樣に胡宗憲の功績を喧傳する茅坤の「紀剿徐海本末」では、胡宗憲本人が次のように述べたと記される。 ところが、逆にそうした一般的見解とは異なる考えをもっていたのは、ほかならぬ胡宗憲の方であった。「擒獲王直

從わせることも可能でしょう。 ⁽²⁾ 見張り臺を守っていても防ぐことができません。聞くところでは、王直はその威信によって海上で一目置かれる存在 でありながら、特にこれといった罪はないようです。これを誘い出して用いることができれば、あるいはその黨與を 我が國が海上の寇に惱まされること、もはや數年になります。倭奴の酋長たちは潮にまかせて出沒するため、

認しつつ官軍の治安活動に協力させるという提携關係を築いていた。王直の力を倭寇平定のために利用することを考えて の下請けとして一定數のならず者を必要としていた官府當局は、王直を海賊ではなく商人と見なすことで、通番互市を默 官府がこれをうまく用いることはできないかという提案である。そもそも王直が瀝港に據點をおいていた時期から、 撫を持ちかけたとされる場面である。「擒獲王直」とは反對に、王直には通番、すなわち密貿易以外の罪狀はない いた胡宗憲には、その惡名を雪ぎ、無實を訴えることは不可缺の政策手續きでもあった。 嘉靖三四年の六月ごろ、新たに浙江巡撫および福建提督軍務に就任した胡宗憲が、督察軍務趙文華に王直 一の招

こうした論理を最も雄辨に語った文獻が、「王直上疏」である。その冒頭部分は王直の立場を次のように明言する。 守って參りました。 恐れながら、臣。直は、 もって承服しかねるところです。 れて上聞に達せず、 も人々も皆ともに知るところであります。それがどうして、たびたびのささやかな功績にもかかわらず、 盗賊を誘引して中國を荒らすようなまねは決してしたことがございません。これは天も地も神々 逆に家産を沒收され、一家ともども無實の罪に問われねばならないのでしょうか。 海での商いを生業とし、浙江・福建で物を賣って、人々と利益を分け合い、國のために邊境を 事實は覆わ 臣は全く

ながら貿易を行うには適當な地點であった。

二九年から三一年にかけて、 なければならないのか、 自分はただ商いで生計を立てているだけでなく、お國のために邊境防衞にも携わってきたのに、どうして盜賊扱い 天地神明に誓って身の潔白を訴えたい、というのがこの上疏の主張である。これに續いて、 王直が寧波當局に協力して陳思盼などの海賊を討伐した戰功が列擧される。 前篇で詳しく檢

證したように、それらは確かな事實に基づいてい

は兵を率いて滅ぼしてみせましょうと强氣な態度を示しつつ、このように結ばれている。 官府に對しては薩摩からの賊船の侵寇に警戒を促し、さらには浙江に殘っている倭賊には自分が歸國を勸め、 同篇は、 王直が明朝からの使者蔣洲と陳可願に出會い、 朝廷のために日本各地で倭寇禁制 の宣諭を行 從わない者 また

ぞれの島主に命じて倭奴がふたたび暴れ囘るのを禁止させましょう。 の長塗港などに馳せ参じ、 もし皇帝陛下が慈悲の心をもって臣 粉骨碎身して萬死の罪を償う決意です。 廣東の事例に則って、 の罪をお許し下さり、犬馬の勞を盡くすことができるならば、 關所で稅を納め、 しかも貢期に違わないよう諸島に宣諭して、 いわば戦わずして人の兵を屈するということで 浙江の定海港外

舟山本島の北 廣東の事例とは、 岱山島の 朝貢船が入港した際の附搭貨物の抽分の意味だが、ここでは互市の公許を意味している。 東に位置する港で、 本土と一定の距離を置いているという點で、外國人と一般の住民とを隔離し 長塗港とは

は と主張される。このころ官界の一 る説が盛んに唱えられていたが、 武力による侵寇をやめ、 王直にとって、 倭寇の平定、 倭寇は終息し、 あるいは日本諸島からの侵寇の禁壓は、 部では、 それは王直自身の思想とも一 赦免を得た王直も貿易によって合法的に生計を立てることができるようになる 倭寇の原因は明朝の海禁、 致するものであった。 すなわち中國商人に對する下海通番の禁にあるとす 日本との互市の自由化あってこそ實現可 互市の公許が果たされ 能 日本人 なも

る。

「王直上疏」に現れる王直像は、そうした望みをかけるに値するものであった。

はずであった。

のある人材であった。 日本社會と深い通交關係を築き、留日華人社會で大きな影響力をもった王直は、明朝の官府當局者にとっても利用價值 倭寇問題の解決に向けて日本側の協力を取り付けるためには、 誰かしら實力ある仲介者が必要であ

明廷の日本招諭論

方策が議論された。中でも拔本的な對策として、日本國王に倭人の出海取締りを命ずることが繰り返し提案されている。 **『**籌海圖編』 嘉靖三一年(一五五二)、王直が日本に去る前年以來、浙江および南直隸で活發化した倭寇を防ぐため、明廷では樣々な および 『明經世文編』に收められた浙江巡視王忬の建議は、その最も早いものの一つであろう。

る。 とを指摘し、日本國王に對して、中國の亡命者を全て送還させ、倭人の中國渡航を禁止するよう諭旨を下すことを提案す 王忬は、 この獻策を提起するにあたって、王忬は日本からの歸國華人を訊問して知り得た以下のような事情を報告している。 るようになったので、 日本の酋長は入貢のための勘合を拜領し、それによって利を得ておりましたが、その後各地の倭人が各自で貿易をす 人が中國を侵犯することを禁じております。昨年黃巖縣を襲った倭人たちも多くが捕えられて殺されました。今春も 倭寇の原因として、 利益は下々の者が握るようになってしまいました。 福建・廣東・徽州・浙江の亡命華人が一千人を下らない規模で日本國內に潛伏しているこ 倭船二十餘隻の渡航を阻んでいます。 かの地の酋長はこれを喜ばず、それらの倭

實錄には該當する記述がないため、この奏文が上呈された日付を確定することはできないが、文中にあるように黃巖縣

關所での取締りを嚴しくし、

とあることを考えると、 の倭寇の翌年とすれば嘉靖三二年 おそらくその年の七月に王忬が巡撫浙江に陞任する以前に著されたものということになる。 (一五五三) であり、 さらにこれを引用する 『籌海圖編』 には 「巡視浙 江都御

が妥當であろう。 力を備えていた存在といえば、 本では「酋長」なる者により武力をもって禁じられていたという。このころ西日本、 歸國華人の供述に基づいたこの上奏に從うなら、 本來の「日本國王」である室町將軍ではありえず、 倭賊の本格的な侵寇が始まった當初から、 豊後の戦國大名大友義鎭を想定するの 特に九州一圓の海上でそれだけの權 中國を侵犯することは、 日

でまだ知る人ぞ知る事實に過ぎなかった。策彥周良を正使とする日本使節が歸國の途に就いたのはこれよりわずか三年前 的再編を志向する「酋長」に、 言上と上記「酋長」の掃海活動との閒にも何らかの關連があるのではないか。そこには、 火縄銃と沈香をもたらしている。この時期の大友氏と種子島氏が密接な關係を有したことはよく知られるが、この古市 領にあたる人々であろう。この古市長門守は、翌年の三月には種子島から豐後の大友義鎭のもとに派遣され 浙江海域の治安活動に協力していた人物と推測される。 七人の倭賊を捕えて當局に獻じたと記されることから、 局と接觸し、 ·嘉靖 王忬の上奏に見える「酋長」 『日本一鑑』によれば、 二九年のことであり、 唐人を從えて中國の侵寇をねらう「島倭」 黄巖縣に倭寇が來襲した嘉靖三一 「日本國王」 と明朝が認める日本の 中國側の筆頭通番者として協力しようとする王直の姿すら見えてくるようである。 の國內的權威は實際以上に大きなものと見積もられていたことであろう。 「國王」とが別個の存在であるという事實は、 その報告するところの五人の「島倭」とは、 古市は恐らく王直が領する瀝港の交易場に來航し、 五名についての情報をもたらしたという。これに續いて、 年 (一五五二)、 種子島の土官古市長門守という人物が 日本側で對明通交の整序と獨占 中國側ではこの時 日本側の侵入者の首 王直とともに 進物として 王直 浙 江

ての室町將軍は、

中華皇帝の權威、

あるいは中國を中心とする國際秩序の枠組みが、

策にあたって、日本國王に過大な期待がかけられ、 臣下であった莫登庸の簒奪を膺懲するため、問罪の師を興す計畫まで持ち上がった大紛糾の果てのことであった。 靖二○年(一五四一)には安南の朝貢主體をそれまでの國王黎氏から都統使莫氏に改めたことがあるが、それも舊黎朝の 倫理的に不義不孝であるのみならず、現實問題としても王朝の體面ないし朝貢の制度的安定性を損なう恐れがあった。嘉 あった。また、明朝側の一般的論理からすれば、 ことを內外に示すために必要な存在であり、もとより形ばかりのものでも、できるかぎり溫存しておきたいという事情が 祖宗が封じた諸外國の國王位を當座の形勢の變化に隨って改廢するのは 逆にその他の勢力が不當に輕視されたのは、 明朝の原則に照らせば當 倭寇對

いた朝鮮王朝は、東方の守りと恃むべき軍事强國と見込まれていた。 論されていた。特に、倭寇に脅かされながらもこれをよく防ぎ、しばしば倭賊の首級と中國の被虜人を明廷にもたらして 命ずることを提案している。この時點において明朝では、 を行うため暹羅に使いを送り、 翌嘉靖三三年には、王忬に續き、 暹羅から爪哇を介して三佛齊に諭旨を傳達させた故事を引き、 刑部主事の郭仁が上奏して、かつて洪武三〇年(二三九七)に太祖が三佛齊 朝鮮や琉球を仲介とし、日本國王に皇帝の詔諭を下すことが議 朝鮮王朝に日本への宣諭を こへの招き

然のことだったといえる。

て中華皇帝の威儀を損ない、 帝親詔の件は却下されることになる。この裁定によって、 朝鮮でも高まっている抗戰の機運に水を差す恐れがあるとして、武力による鎭壓の優先し皇 日本招論論は可能性を絕たれたかにみえた。

しかし、郭仁の上奏に對して、兵部は、倭寇が猛威を振るっている現狀において日本に皇帝の詔諭を下しても、

の郭仁以來、 同案は議題に上せることもはばかられていたようだが、皇帝の詔諭に問題があるなら、 翌嘉靖三四年四月、 當時浙江巡按であった胡宗憲が、 再び日本に招諭使節を派遣することを建議する。 地方官府の名義でこ

東方海上日本列島にまで及んでいる

この裁定に依據して行われたものであろう。

結んで異例の拔擢にあずかろうとしていた胡宗憲自身の意向が强くはたらいていたに違いない。 てなされてはいるが、そこには内閣首輔嚴嵩のお目付役として對倭寇政策に大きな影響を及ぼしていた趙文華と、これと れを行えばよいというのが胡宗憲の論理であった。 この提案はいわく現地の官吏市民の輿論を代辨するという名目を掲げ

とって望ましいことであり、 の意思として人をやって國主を問い詰めれば、 かな輩のことですから、 首級を獻じて贖罪を願い出てくることでしょう。ただ、以前の議論では、 もしこちらが人をやってその酋長を問い詰めるなら、おそらくは愕然として恐れ畏まり、速やかに賊を捕らえ、 愚考いたしますに、これらの賊は恐らく大半が諸島の小民で、日本が國を擧げて侵寇してきているわけでは いるもので、その國主はこれを關知していないということです。これは寧波士民の申し立てとおおむね一致します。 生け捕りにした倭賊の助四郎らが申しますのは、 萬一豫想外の事態になれば國家の體面が傷つくことが問題とされました。ならば、ただ有司 もし從わなくとも、 名分の點で問題はないでしょう。もし命に從えば、もちろん海防に 國家の體面を損なうものではありません。 かの國は旱魃と凶作に苦しみ、 皇帝が詔諭を行った場合、 密かに出國して貿易に携わって 禽獣のように愚

あっても受け入れることを検討してもよいとする見解を示して裁可が下った。同年の胡宗憲による日本への使節派遣は、 巡按等の地方衙門 禮部はおおむね胡宗憲の提案に贊同し、十年一貢の規定に違反する朝貢船は前例を堅持して歸國させるべきだが、 から日本國王に招諭の使節を送って倭寇の責任を追究し、 もし一定の效果が現れれば貢期外

かりに直接の面識はなくとも、 と胡宗憲は同郷で、 胡宗憲による日本招諭は、 もともとよく知った閒柄だったという。 同郷人を通じてその人となりを知る機會は十分あったに違いない。 胡宗憲は績溪縣、 王直は歙縣と、 同じ徽州府 徽州出身の商人たちと 明實錄によれば、 0 出身である

王直をその仲介とすることを當初から想定していたものと思われる。

も少なからず關 係 のあった胡宗憲ならば、 寧波人の趙文華と同じく、 「下海通番」に對する倫理的抵抗感もまず問 問題には

ならなかったと思われる。

許すという條件が設けられていたようである。 を取り締るものではあったが、 市を行うことを許すという條件を與えたという。 使者にはその母と子の手紙を持たせ、投降したあかつきには、 王直の招撫を決めた胡宗憲は、 通番の禁を犯した中國商人については、 金華の府獄につながれていた王直の母と息子を杭州に迎えて手厚くもてなし、 實錄の記述でも、 その罪を全て赦して無罪放免とし、 この時の使節は、 歸順したあかつきには功をもって罪を贖うことを 日本國王を招諭して倭人の中 海禁を緩めて東夷と互 日本 0

ればこの提案は皇帝の裁可を得ているはずだが、 上奏文によれば、 は、 王直の招撫は、 官軍との協力關係を强め、 王忬は積年の渠魁として寧波の王直と福建の李大用の實名を擧げ、その赦免を願い出ている。 浙江巡視王忬が嘉靖三二年四月の上奏で提案したことがあった。このころ瀝港に據點をおいてい 福建の賊首陳思盼の討伐を含むたびたびの戰功を立てていた。『經世文編』 兪大猷が强引に決行した瀝港襲撃によってご破算となった。 に収 録され 實錄によ た王直

唱えた。 された敕諭の文言にも盛り込まれたようである。 の部下たちにも千百戸等の官を與えて對倭寇防衞の職務にあてるという話になった。これは皇帝の裁可を得て、 く敵方の陣營に加わった者は招撫の對象だが、主犯である王直の赦免は認めるべきではないと、この決定に强硬な反對を 皇帝はこの見解を正當と認め、 張經に敕旨の改變を傳えた。 ただし、 數日後に兵科都給事中の王國禎が上奏し、 賊に虜われ 張經に下 てやむな

揮僉事に任ずることが建議される一方、

もし王直自身が黨與を率いて歸順してきた場合にはこれと同等の待遇で迎え、

兵部が主催した廷臣會議で、王直を殺害した者は世襲の指

嘉靖三三年五月に新たに張經が總督軍務に就任した際には、

王直はすでに名の知られた「賊首」であり、 その招撫は、 皇帝でさえ方針の變更を强いられるほど微妙な問題だったの 前稿で縷々述べたように、

萬表自身は

『海寇議』によって通番の弊害を指彈する立場を表明していたが、こと實踐にお

情を知る者といえば、

法を犯して利を營む通番經驗者以外にいなかったのである。

もったことが窺われる。 う趙文華と胡宗憲の計畫が本格化するのはいよいよこの後のことである。 王國 禎 のこの建議は、 しかし、 後に王直の處刑を受け入れる胡宗憲が引用することからも、 王直の有罪はこの段階で確定したわけではない。 王直を協力者として日本招諭を行うと 後々まである程 度 の影響力を

四 蔣洲の日本出生

たため、 かけられて官憲に拘束されていた。 萬表は當初、 討を訴えた萬表である。 蔣洲と王直との閒にも元來淺からぬ親交があったようである。 \mathbb{H} |本招論 當局者には彼らを用いて王直をおびき出すようはたらきかけた。ただし、その生前に同案が實現することはなかっ 世の人々は胡宗憲の奇策を稱えるが、もともとは萬表の策であったのだ、と墓誌銘は訴えている。 の使節として胡宗憲が選んだのは、 鄞縣出身の蔣洲と張惟遠という二人の人物に目を付けていた。彼らは王直と親しかったため、 その墓誌銘によれば、王直を誘い出して捕縛する計略はもともと萬表の思いつきであったという。 萬表は彼らに、 寧波の生員蔣洲と陳可願であった。 王直を捕縛すれば罪に問うことはせず、 蔣洲を見いだしたのは、 通常それほど强調されることはな ほかならぬ 相應の報酬を與えることを約 『海寇議』で王直 通番の疑いを 0)

胡宗憲幕下の れなかった龍涎香をどうしても手に入れたいと、 ては別の論理がはたらいたようである。 鷄鳴狗盗の)面々はこれを奇貨として暗躍したものであろう。 海禁政策の最高責任者であるはずの嘉靖帝その人さえも、 戸部を通じて通番の盛んな地方から進呈させるよう命じたほどである 海禁制下の明代において、 何事に限らず海外事 十年あまり求めて得

されることから、

蔣洲と同様の立場にあった人物であろう。

界でもある程度の名望ある人物だったに違いない。 やはり一目置かれる存在であった。萬表や胡宗憲が朝廷の特使に取り立てるほどであるからには、蔣洲は通番者たちの世 この時期の通番者には失意の書生が少なくなかった。生員は官界では最底邊に位置する身分だが、市井の人々の(④) 陳可願については蔣洲ほどの手がかりがないが、 同じく寧波の生員と い間では

らない。 ・ 忠・ このほかの隨行員として、 唐鶴徴の「胡少保宗憲傳」には、 陳桂の名が見えるほか、 史料編纂所所藏のいわゆる『蔣洲咨文』には、 『倭變事略』には、蔡時宜・潘一 蔣洲らの出使にあたって、やはり海禁を犯して獄につながれていた朱尚禮と胡 儒など數名が擧がっているが、いずれも詳細 蔣洲とともに對馬で宣諭を行った蔣海 はわ

節中を釋放し、それぞれ二十人の志願者を募らせて蔣洲らの補佐に充てたという記事が見える。

は、 ですでに始まっていたと言える。 を以って賊を制する胡宗憲の政略は、 ない人々であった。 蔣洲を筆頭とするこれらの人々は當時の官僚社會の基準に從えば邊緣、あるいはさらにその外側に位置していた。 當時の多くの海商たちと同様に、 しかし、 日本の國情をある程度了解した者でなければ、そもそも招諭使節の任務など務まらない。 國禁を破って利を營む通番者であり、 王直の招撫を待たずとも、 蔣洲と陳可願を獄舍から救い出して使節に起用した時 狀況次第では「賊首」と稱されてもおかしく

日本を目指すことになった。この布政司檄文の主要部分は 嘉靖三四年の秋、 蔣洲は正使、 陳可願は副使として市舶司屬官の肩書きと官服を與えられ、 『籌海圖編』 に載録されている 浙江布政司の檄文を携えて、

令が嚴格で、領民は鷄一羽、犬一匹を盜んでも容赦なく殺されるということであるから、 和やかに、 貴國は我が太祖の卽位以來、 天道に従ってそれぞれ自國の人民を護り育ててきた。 世々代々愼み深く朝貢に勤めている。 現在、 天朝の國王に對する恩惠は手厚く、 倭賊が中國の民を劫掠しているが、 よもや民が强盗をはたらく 主從の關係も 王國は法

らば、 争を防ぐことで、ともに平和を享受されんことを願う。 と副使陳可願を遣し、 めにするのではない。 るまい。 り立ち、 のを許しておくはずがなかろう。 各地に人を派遣して嚴しく取締り、 昔日の安南國王陳氏が被った災禍を教訓とされるがよい。本日文書をもってこれを知らせるのも、 惡黨はますます勢力を增し、島々に立て籠っては隙を窺って出沒するようになる。恐らくは貴國の利とは 史書においては讃えられ、榮譽ははるか後世まで傳えられるであろう。 王はよくよくこれを了解され、 檄をもって告知する。 きっと國王の目を欺いて密かに不法をはたらい 人々がほしいままに出海して中國を侵犯するのを禁じ、 王がもし貴家の祖法を守り、 速やかに實行せられんことを。 そうすれば、 本司は王のために上奏を行い、 中國の恩惠に感謝し、 ているのに違い さもなくば、 部民の横行に憤るな ない。 邊境を安んじて紛 奸商や島民が 天子からは必ず 故に正 或 0)

明朝の體面に傷がつかないような配慮の下に著された、 遣も辭さない强硬な文書であった。これに對しこの檄文は、 していないことが前提とされ、 かつて洪武二年に、 明太祖が同じく倭寇禁壓を要求して日本國王に向けて發した璽書は、 その關與を疑う文言はない。 和やかなものといえる。 日本側の自尊心を刺激せず、 文中では日本國王は倭の中 また不首尾に終わった場合にも 中國から日本へ ·國侵寇を關 の討伐軍の

場合は明朝側が武威を誇示する形勢にはなく、 を簒奪するに至った事實を示唆する。ちなみに、 あくまで日本國王自身の利 ずれは王位を脅かす存在ともなりかねないので、 ここでいう「安南國王陳氏の 益のための忠告というところでは、 禍」とは、 陳朝の末期に王室が衰微して國中に豪族が跋扈し、 恫喝の含意は薄いとみるべきであろう。 永樂帝はその後陳氏の復辟を掲げて安南に侵攻することになるが、 日本國王にとっても早めに取り締まるのが身のためだというのである 前述した巡視浙江の王忬の上奏の、 すなわち、 つい 日本の 海賊を放置しておけば には外 一戚黎季犛が 酋長が下々 に利 主位

益を握られて不滿を感じているという情報も念頭に置かれていたであろう。

この申し出の根底にあるのは、

明朝と日本國

語ったという。

海から出航して大風のために五島に漂着してしまい、そこで王直とその義子王滶こと毛海峰に偶然出會ったことになって 王とは、本來、私的な通交者を排除した朝貢および貿易によって、利害禍福をともにする存在だという論理である。 蔣洲一行が最終的に日本に向けて出航したのは一一月のことであった。實錄に見える陳可願の證言によれば、彼らは定

いるが、もちろん意圖して王直のもとに向かったのであろう。國王宛ての檄文を携えた彼らに對し、王直は次のように

一四年一〇月の嚴島の合戰の後、 この國王と宰相の命を奪った戰亂とは、天文二○年に大內義隆が陶隆房の反亂によって自害に追い込まれ、さらに天文 囘らねばならないが、そうすれば侵寇の道をふさぐこともできるだろう。ただ、 前にすでに入寇している。我々は通番の禁に觸れて中國との往來を絕ったが、もとより本心から望んでのことではな 日本では戰亂で國王もその宰相もみな命を落とした。各地の夷人は互いに統屬關係にないので、それぞれに說諭して 中國が我らの罪を免じ、朝貢と互市をお許しくださるならば、ぜひとも賊の成敗に貢獻させていただきたい。 隆房あらため晴賢が自害した事件を言うのであろう。 薩摩州の賊船が、この諭旨を奉ずる 蔣洲が日本に到着したのは陶氏

滿・王汝賢らは、徐海らの動靜を官軍に報告し、防衞に協力するという名目で中國に一時歸國を果たすことになる。 蔣洲一行の足跡については、 また、薩摩州の賊船とは、翌嘉靖三五年に江南に侵寇した徐海らの集團を指す。王直側の先遣隊となった王滶・葉宗 江陰の書生李詡が蔣洲と陳可願の行蹟を記した「蔣陳二生傳」に詳しい。 同篇によれば、

滅亡直後の一一月のことで、西日本の政局か大きな轉換を迎えた時期であった。

彼らは五島で夷長の寧久と夷僧の是柏らと接觸をもつ。寧久らは一行が中國からの使者だと知ると禮を盡くして歡待した。 すべきだが、國王に對してはその必要はない、と答えた。寧久から王直の所在を聞き出した蔣洲らは、密使を送って王直 行が國王宣諭の計畫を傳えると、 日本國王の實權は豐後と山口にあり、 兩國は諸國の長でもあるので、これらには宣諭

0 職を與えて富貴は思いのままだと誘惑しつつ、 を呼び寄せ、 首が朝貢使節とともに北京に向かうだけだと脅しをかけた。これに恐れをなした王直は歸國を決意したという。 歸國を勸 めにかかった。 胡宗憲のもとに預けられた王直の老母と妻子の身の上から切り出 倭夷の性情は貪婪かつ狡猾で、 もし千金の懸賞金をもって募れば、 歸 順 す おまえ n ば官

は、 ら全軍が乘り込んで思うままに暴れ囘ればよい、という結論に至ったという。 心を集めて相談し、まずは彼らのうちで信賴の置ける者が歸國して官軍に協力し、 泥棒から守っているなどという道理があるか、となじり、 自分は盗賊ではなく、 まず王滶 王直と面會した蔣洲が、 蔣洲一行と王直との面會については、 に接觸する。 國家のために盗賊を驅逐している側だと答えた。 王滶は、 胡宗憲の意を體してその盗賊行爲を責めると、 國王に面會しても意味はないと說き、倭人たちが崇敬する 「擒獲王直」にも詳しい記述がある。 歸國して功をもって罪を償うよう王直に說き含めた。 蔣洲は、 王直は、 夜中に人の池で網を打っておい 官府がこちらを信じて疑わなくなっ それによれば、 總督は誤った噂を信じておられる 「徽王」 五島に到着した 王直へ 0) 王直 て、 說諭, には腹 を

ではなかったようである。 た倭人や華人に對する求心力を失って不安を感じるようになったと續く。どうやら、 歸國を決意したとするのに對し、 順を裝うことになっている。 これら兩種の記事の最大の相違は、 それは明實錄に載錄された王直の略傳からも窺われる。 ただし、 「擒獲王直」では、 「蔣陳二生傳」 後者でも、 王直が蔣洲を伴って日本諸島をめぐるうち、 では、 王直一黨が中國で一暴れする野心を持ちながら、 蔣洲 の日本招諭を知った王直が自己の立場の危うさを感じて 王直の立場は日本でもそれほど安泰 それまで王直に從 それを欺くために 7

名 王直はもともと徽州の大商人であった。 民はこれに乘じて倭人の貨物をだまし取ったため、 0 ŋ およそ金品のやりとりは、 王直がその契約を請け負ってい 以前から海上で商賣に從事し、 倭人はその賠償を王直に求めた。 た。 外國商人の信服を得ていた。 折しも海禁がに 王直はなすすべなく、 わ かに嚴しくなると、 號して汪 また沿 Ħ. 一峰と

協力し、

それぞれが部衆を率いて五島に據って守りを固めていた。

海 あった。死者たちの親族はさらに王直を責めたので、王直は恐れ、 やがて中國が四方の精兵を集めて倭を防ぐようになると、倭は損傷を被って、全島から一人も戻らないようなことも ろ大きな利益が得られたため、諸島は煽られるように争って軍船を整え、江南は大いにその害毒を被ることになった。 の住民に憤りをいだいたため、倭人をそそのかして掠奪を行わせた。倭人もはじめは澁っていたが、 王滶・葉宗滿・謝和・王清溪ら中國の商人たちと 實行したとこ

されるが、實錄の編纂官が最終的にこのような事情を王直の略傳に盛り込んだ意味は大きい。 王直や倭人の足下を見て債務を踏み倒したことに歸せられるが、これに類いする話は中國側の記錄に少なからぬ言及があ に進退窮まって掠奪の手引きをする王直の姿である。 ここに見えるのは、三十六島の夷を意のままに動かしたという「擒獲王直」の記述とは對照的に、倭人への借財 當時から廣く知られた事實だったのだろう。この箇所の記述は、同條で言及される胡宗憲の上奏に基づくものと推 倭寇の發端は、 通番の利を貪る中國商人が、取締りが嚴しくなると の返濟

は避け、 宗滿・王汝賢らが中國侵寇に直接加わった形跡はない。 讐心を懷いてもおかしくはない。しかし、日本移住以降に王直本人、ならびに王直と比較的親密な關係にあった王滶 い、そうでない者は倭と手を組んで掠奪に携わったとされることから、王直は自身が中國での海賊行爲に手を染めることい、そうでない者は倭と手を組んで掠奪に携わったとされることから、王直は自身が中國での海賊行爲に 嘉靖三二年に瀝港を追われた王直が、それまで明の官憲と築いていた協力關係を思えば、 平戶に身を置いて海外からもたらされる物品の賣買に携わっていたものと思われる。 日本に居住した華人たちは、 資力のある者が倭を集めて貿易を行 明朝の官憲や富者に對する復

時の日本では竊盗が嚴しく禁じられ、 ずである。 ただし、このころ中國から輸入されるものといえば、いわゆる「ばはん船」が掠奪によって得た盜品が大半を占めたは 當時の日本でも盗賊行爲は、 わずかの盗みをはたらいただけで犯人は殺されたといい、また人々は泥棒と罵られ 人倫に悖る賤しい行いと考えられていたようである。 『日本一鑑』によれ

しての王直の地位は、いわゆる「倭寇」との微妙ながら密接な關係の上に築かれていた。 るといつまでも深い恨みを懷くほどこれを忌んでいたともいう。しかし、商業による以外に生計のすべがない王直 ん船」に乘って海を渡った多くの人々にとって、王直は商品の仲買を請け負う大旦那であった。そして留日華人の統領と "ばはん」すなわち「倭寇」にも閒接的な形で關與しないわけにはいかなかったであろう。倭人か華人かを問わず、「ばは

を託し、 の内にあったことになる。こうしたことからも王直は、 本人の中にも王直を恨む者があったとすれば、警戒すべきは明朝官軍のみではなく、むしろ日本側、さらには自己の部眾 賞金首を狙われる運命にあった。しかし、日本でも「ばはん」に携わる者は賤まれており、ましてや實錄に言うように日 れたものである。合法的な交易の道を閉ざされた王直はじめ海商たちは、中國に歸りたくても、倭寇の頭目として官軍に こうした經濟構造は、 歸國を決意せざるを得なかったのであろう。 もとはといえば明朝官憲がかれらを浙江近海から放逐し、その生計手段を奪ったことでもたらさ その罪を赦し、 日本との互市を認めるという胡宗憲の甘言に

五 王激の歸還

そこに引用される胡宗憲の書信は以下のように述べる。 岳らに伴われ 嘉靖三五年 て歸朝した。 (一五五六) の春、 督察軍務の趙文華はこれをいち早く朝廷に報告し、王直の名を擧げてその赦免を示唆している。 副使の陳可願が、王直の腹心の王滶こと毛烈・葉宗滿・王汝賢、 商伴の夏正

前 三月一日 平戶・博多などの五島をめぐって說諭を行い、すべて島民の中國侵寇を未然に防止いたしました。 に寧紹地方の官員が陳可願から受けた報告によれば、 陳可願らは日本國の 五島地方に到着すると、 まだ訪れてい 有馬

に從って行う用意があるようです。ただ進貢と互市の許可をいただきたいと申しています。 ない地方十數カ所については、 申しますには、 とです。今囘蔣洲は、 松江各地の在來の倭賊については、 まず頭目と通番者たちに大福船四隻で陳可願を護送させてきました。同行してきた夷人たちが 蔣洲が逗留して彼の地の頭目とともに說諭を行い、 捕縛するも、 誅戮するも、 あるいは歸國を促すも、 完了次第歸國して報告するとのこ 全て中國の命

廷の理解を取り付けるかである。 のように、王直集團と現地官府との協力關係の構築は趙文華および胡宗憲のもとで着々と進行していた。 の倭寇平定に協力する意向を示している。ここでいう松江各地の倭賊とは、 ちである。また、陳可願に同行してきた日本人とおぼしき夷人たちは、 蔣洲とともに日本で說諭を行う頭目とは王直その人であり、 陳可願とともに歸國した頭目および通番者とは王直 朝貢と互市が許されれば、 具體的には徐海を筆頭とする一 明朝の命を奉じて江 あとはいかに朝 團を指す。 (1) 腹心た

憲は、 果を擧げることができれば、 府に歸順することを望んでいることをその實名を擧げて報告し、 命に從う意思があるなら武裝を解いて投降することを條件として、引き續き胡宗憲に王直を招撫させ、 この間、 四月には 王直を介して日本を招諭するという方針がまずは朝廷の承認を得たものと受け取ったことと思われ 二月には總督楊宜が革職され、 胡宗憲自身が使節の日本における活動の一 進貢互市についても議論する餘地はあると覆奏し、皇帝はこれを承認した。この囘答を胡宗 胡宗憲は倭寇問題に關わる現地の最高責任者である浙直福建總督に陞任してい 端を朝廷に報告する。 承認を求めている。これに對して兵部は、 この中で胡宗憲も、 王直が功を立てて官 もししかるべき成 王直がもし朝

實錄には次のように記錄される 賊首の毛海峰は、 陳可願が (日本から) 歸國してからというもの、 一度は舟山で、 もう一度は瀝港で倭寇を敗ってお

同年七月に胡宗憲が、

王滶こと毛海峰の戦功を朝廷に上奏し、

賞與を建議したのは、

これを踏まえてのことであろう。

さらにはその黨與を諸島に派遣して說諭したところ、 彼らは續々と歸順してきており、 中國は大いにその

に負っております。重々に賞することをお願い申し上げます。

王直はこれを義子として養育し、この上ない信賴を置いていたという。 錄されている。萬表によれば、 これに先だって王滶は、 慈谿縣から海に出た倭を追いかけて、魚山洋で一八〇人を捕獲殺害したとの戰功が實錄にも記 毛海峰すなわち王滶は勇猛で腕力に優れ、 佛郎機銃を含む飛び道具の扱いに長けており、

ずの日本人辛五郎をだまし討ちにして捕縛する。 て顯彰したものではないだろうか。 するものだが、そこに刻まれる「千百戸葉椿・毛鉞」とは、 者があったが、 を誇ったが、胡宗憲の歸順工作により內紛をきたして瓦解に向かっていた。 三月に江南に上陸した徐海・陳東・葉明らが率いる集團は、一時は嘉興の桐郷縣で巡撫阮鶚を窮地に追い込むなど强勢 副總兵の盧鎧は王滶や葉宗滿を率いて舟山島周邊の掃海活動に携わり、 金塘島の瀝港に残る平倭港碑は同年八月四日の舟山 あるいは葉宗滿と毛烈、すなわち王滶を官軍將士の一 集團の中には戦線を離脱して日本に歸國する 胡宗憲に歸國の許可をもらったは の戰役の勝 利を記念

行われた關係者の論功の際には、 すでに胡宗憲への歸順を決めたことを告げて、徐海と陳東との閒に溝を生むことに成功している。その後、 に諜報活動によって戰功を擧げている。特に徐海に對する投降工作では、彼らが王滶の書翰を携えて敵陣に赴き、 人質として殺害された夏正に至っては、 王滶や葉宗滿ら「賊首」以外にも、 童華や邵岳は閒諜としての功績を認められ、 歸國した夏正・童華・邵岳ら「商伴」は、 都指揮使を追贈されて子孫の千戸世襲を許されている 原籍の衞所で千戸に取り立てられており 胡宗憲によって通事に取り立てられ、 王直の死後に 主

便宜行事のもとでこれを行わせ、 胡宗憲が王滶 の賞與を要請する前記の上奏に對しては、 全てが片付いたら改めて上奏させるべきことを覆奏して裁可が下った。この時はまだ王 兵部はその方針には贊意を示しながらも、

直が日本に健在であり、その義子として知られた王滶に朝廷が直接論功行賞を行うことを避け、あくまで胡宗憲の自己責

任に委ねたのである。「擒獲王直」によれば、この時胡宗憲が王滶を褒賞すると、王滶は笑って言ったという。 何のこれしき、手柄のうちにも入りますまい。いずれオヤジが馳せ參じましたあかつきには、でっかい金印を頂戴し

東ましょう。

まれていたように思われる。

の軍事行動に全面的に協力していたことは確實である。そして、王滶と胡宗憲の閒には、こうしてある種の信賴關係が生 これらのことから、王直の歸國以前から、王直の勢力の一部は胡宗憲の便宜行事の職權のもとで官軍に組み込まれ、そ

固なために一度も私にあいさつに來ていない。來ればそれなりにもてなしてやるのだが」とこぼしていたという。 や釋放されないことが明らかになるまで、胡宗憲との約束を信じていたのである。 であろう。寧波沖合に碇泊した王直は、胡宗憲とのやりとりにやはり王滶を頼った。そして王滶は、王直が投降し、 その後まもなく王直の來航が實現したのも、王滶らが總督胡宗憲に懷いた信賴感も大いに作用するところがあったもの 王滶と葉宗滿は、翌年には王直への報告のため日本に旅立っていった。胡宗憲は殘った王汝賢を息子のようにかわい 葉宗滿の兄弟たちも重々に禮遇したという。さらに、折にふれては部下の官吏將士に、「王直は逆賊ではないが、 もは が 頑

六 源義鎭の入貢要求

長の歡待も受けた。 陳可願が王滶らを伴って歸國した後、 兩者は各地の倭夷の侵寇を禁ずることに同意し、朝貢使節をおくって明朝に謝罪することを望んだと 蔣洲は博多から豐後に赴いて大友義鎭に宣諭を行い、さらに山口に赴いて大内義

いう。對馬にもたらされた蔣洲の「咨文」は前掲の檄文に手を加えたものだが、大友氏による明朝への朝貢計畫(含) 倭寇の禁壓がその協力のもとで行われることが强調されている。 が

翌嘉靖三六年八月、蔣洲が、 山口都督源義長こと大内義長、ならびに豐後太守源義鎭こと大友義鎭の使節をともなって

兩使節團は寧波沖合の舟山島に碇泊し、現在の定海港附近にあった道隆觀に宿所を與えられた。

歸國した。

中央への報告にあたっては、この使節の活用を訴えるために、まずは名分上の責任を蔣洲にかぶせねばならない。その上 來貢を期待していたはずだが、倭寇禁壓の實益に寄與しないならば國王への宣諭に意味はないことも當然承知していた。 そのため、 いた。 譲るかのようだが、使船には歸國した蔣洲とともに、正使とおぼしき德陽が搭乘し、方物と罪の赦免を請う表文を携えて は同年四月に毛利氏に攻められて自害しており、一門はすでに離散していた。太守を肩書きとする大友方はこれに一步を 内氏は南北朝期以來、
 載されていた。大内義長は大友義鎭の實弟で、大内義隆の跡目として養子入りしたものである。その肩書きの都督とは、 日本では太宰府の長官の唐名であることから、先代の義隆が任ぜられた太宰大貮の官を稱するものであろう。ただし、大 蔣洲が伴って來た大友氏と大內氏の使節は、もとより日本國王の使節ではなく、あえてそれを僞ったわけでもなかった。 兩者の關係は、格式において勝る大內氏と實質的な朝貢主體である大友氏とが互いに補い合うかのごとくである。 朝貢の原則に照らして、彼らが「朝貢使節」として受理されることはありえない。 大內氏の使節は、 百濟聖明王の後裔を稱して多多良姓を用いており、源氏を名のるのは尋常ではない。しかも、義長 國王印が押された布政司宛ての咨文を携帶し、船上には中國からさらわれた被虜人たちが乘 胡宗憲も本來「國王使」の

奏には次のようにいう。

せん。 蔣洲らが命を奉じて日本宣諭に赴いてからすでに二年になりますが、 豊後は進貢の使者と方物は備えているものの、 實際には國王印と勘合を携えておりません。 宣諭を行ったのはただ豐後と山 山口は王印を押し 口だけに過ぎま

長らに命じて、 その罪は免れられぬところです。ただし、義長らは進貢を稱するのみならず、被虜の人々を送り返してきてもいるこ た返書はありますが、 皇帝の詔諭を傳えさせてはいかがでしょうか。もしその忠誠が明らかとなったら、そこではじめて朝貢を許 確かに罪を恐れ許しを乞う意思はあるはずです。使者には相應の褒美を取らせて丁重に送り返し、義鎭や義 日本國王が法を布いて亂の首謀者の倭人たちを取締り、中國の寇を誘い出しては、ひとしなみに獻じ やはり國王名義のものではありません。これは蔣洲が國家の原則を了解しなかったためであり

特權的な任務を得ることになっていたわけである。成功と呼ぶことはできないにしても、 氏の入貢の企てが失敗したと評されてきた。しかし、彼らはそれなりの褒美を與えられ、 發して說諭し、これを國王に傳えさせるべきだという結論に達し、皇帝もこれを承認した。いずれにせよ、 面に關わることなので、輕々に下すべきではないとの見解を示し、最終的に、前囘と同樣、 るならば、 いとはいえ、この時の使節には通常の貢期外の使節とは別格の待遇を與えることが明朝中央でも認められたのである。 旣往の研究では、 この上奏に對し禮部は、 實現可能な範圍でまずまずの上首尾に終わるはずであった。 彼らの朝貢が却下された理由が勘合や王印の有無などの形式的な側面に求められ、これをもって大友 使節に十分な褒美を與えて送り返すことに異論はないとした。ただし、 彼らの目的が貿易にあったとす 國王宛の咨文の取り次ぎという 浙江布政司から義鎭に咨文を 皇帝の詔諭は國 國王使ではな 図家の體

日本にもたらされた勘合はすべて燃えてしまい、ただ金印一顆だけが山口島太守源義長のもとに保管されていることなど そこで述べられるのは、 ・薩摩・大隅などの十餘島にそれぞれ太守がいること、 日本國王は山城を治めており、弘治という年號を立てていること、 源義鎭が六州、 源義長が一二州を治めていること、 豊後・山口・松浦

使節團の取り調べにあたった總兵官の兪大猷は、

胡宗憲への上書の中で日本の國情を報告する蔣洲の證言を引用してい

の使節を禮遇し、浙江布政司の宣諭の明文を各島に轉送して、日本人の中國侵寇を嚴格に取り締まったとし、今年の入寇 在であることを明言する點は事實に異ならず、意圖して國王使を僞るものではない。その上で蔣洲は、 賊が少ないのはその效果だとして、大友氏の貢獻を訴えている。 事實關係の嚴密を期するならいずれも不正確な情報だが、少なくとも國王と源義鎭その弟義長とが 源議鎭が彼ら明朝 0)

に滿たないことを型通り批判した後で、この年の倭寇の沈靜化に大友義鎭の功勞があると認め、以下のように續ける。 さらに兪大猷は、一介の太守の分際で皇帝に上表を行うこと、表文が日本年號を用いていること、舊例に照らして貢期 與え、期限に從って進貢を許してはいかがでしょうか。 倭を全て捕縛して刑戮に就かせることとし、もし二三年後に倭寇が完全に治まったら、源議鎭に國王の印章と勘合を らに、彼らを通じて源議鎭に囘諭させ、心して天朝の威令を宣布して諸島に嚴しく禁令を布き、今年揚州に侵寇した 金銀布帛を賜ってその恭順を稱え、德陽ら四三人にも祝儀をふるまって勞を犒うことにしてはいかがでしょうか。 支給して住民との賣買および接觸がないように待機させることとし、總督の奏請によって朝命が下り次第、 どもが何度も協議を重ねましたところでは、徳陽ら四三人をまずは沖合島嶼上の石牛港に停泊させ、 日用の糧を 源議鎭に

それ以外の提議の內容は兪大猷とほぼ共通することから、あるいは同様の對應を想定していたのかも知れない 王に封ずることと同義である。先に見た胡宗憲の上奏は、ここまで大友義鎭の名を明示せず金印にも言及してはいないが ただし、兪大猷と胡宗憲との閒には、 大友義鎭を日本國王との交渉の媒介者として扱うのみならず、これに金印と勘合を與え、 決定的な相違點があった。かつて王忬が浙江巡視だった時期、 朝貢を認めるとは、これを國 兪大猷は 王直 一の追

ある。 この上書が著された時點では、 招撫も視野に入れていた王忬を押し切って瀝港の襲撃に踏み切り、 王直はまだ日本から歸帆していなかった。 兪大猷は胡宗憲の意向を推し量ったもの 黨を日本へと追いやった經緯

が残っていることからも窺われる。

港來航後には、日本の使僧德陽にも協力を促して王直の捕縛を果たすことを胡宗憲に提案している。また、胡宗憲も兪大 猷の拔け驅けを强く警戒していたようで、兩者の閒にもかなりの緊張關係が生じていたことが、兪大猷自身の辨明の上書 憲に委ねる文言でこの文書を締めくくっている。しかし、兪大猷が王直の追討を意圖していたことは明らかで、 王直らの船五隻が到着したら、しばらく港外に碇泊させておいて別個に對處することを提案し、最終的な判斷を胡宗 王直の岑

わることであり、胡宗憲にとっては難しい舵取りであったに違いない。 を赦免することとは、 精鋭は手痛い不面目を被ることになったのである。倭寇を鎭定するために日本との朝貢關係の再編を目指すことと、 日本に渡航するという結果だったようである。王直の軍船は當時最新式の火砲を備えており、
(8) 船團を驅逐したことになってはいたが、戰闘自體は武裝において勝る王直側が官軍側に甚大な被害を與えながら、 兩者の閒に、單に官軍と盜賊という以上の深いわだかまりを殘していた。官府の公式見解では兪大猷率いる官軍が王直の えよ。」嘉靖三二年(一五五三)閏三月に、列表、すなわち瀝港において兪大猷率いる官軍が王直の船團を襲撃した事件は てこう言ったという。「兪大猷は、かつて列表において私が打ち破ったことがある。船が岸に着くときは嚴重にこれに備 「擒獲王直」によれば、岑港に碇泊すると、王直と謝和らが氣勢を上げて船上で一同に酒をふるまい、誓いを立てさせ 兪大猷にとっては全く別の問題であった。こうした主戦派將官の意向は、 兪大猷が率いる明朝海軍の 官軍の士氣にも大きく關 悠々と 王直

七 王直の最期

いう日本人四○餘名を含む總勢五○○人あまりからなっており、進貢と互市を要求して岑港に碇泊した。「擒獲王直」に 王直は精鋭一○○○人あまりを率い、印も表文も携えずに豊洲王の入貢と稱して來航したという。ここでいう豊 によれば、 王直が舟山の岑港に入港したのは、 嘉靖三六年一〇月初旬のことであった。この船 園は、

見を決め込んでいるとの批判が卷き起こったという。こうした江浙の住民の反應は、 洲王とは狀況から判斷して大友義鎭を指すものと思われるが、中國側ではもっぱら王直の僭稱と誤解されたようである。 力はなかったようである。 ために歸航してきたのだという思い込みに基づくものだが、胡宗憲幕府には民閒輿論を支配し、風評を鎭めるほどの影 の向背は測りがたいとして招撫に反對したため、朝廷でも胡宗憲は東南沿海に災禍をもたらし、文武諸官はともども日和 倭寇の辛酸をなめつくしていた江浙地方では、 胡宗憲の申し出をあてにしていた王直にとってはまったく心外のことであったに違い 王直の到來を聞いて人々は恐れおののき、 王直が倭寇を率いて內地を侵寇する 巡按御史の王本固は、 王直

に信頼を懷いていた王滶らは、その言葉を信じたという。 公は我らを欺いたのか。」胡宗憲は、これは國禁のため仕方ないことで、誓って他意はないと說明した。 開かれるものと思っておりました。ところが、部隊が肅然と配備され、野菜を賣る船一つ島には近寄ろうといたしません。 **「我らは官府の招きを受け、兵火を鎭めて國を安んじようと來航したのであり、** 不穩な情勢を察知した王直は、まず胡宗憲とも面識の深い王滶と葉宗滿を總督衙門に派遣してその眞意を問いただした。 使者が遠く出迎え、 歡迎の宴が相次いで 前年以來胡宗憲

方に移し、 王直と兪大猷との間の因緣を憂慮した胡宗憲は、 代わりに副總兵の盧鏜を配備していた。 王直の **盧鏜はかつて王滶らとともに舟山の戰役に從事して飲食をともにし、** 來航にあたって、 總兵官として舟山に駐在してい た兪大猷を後

捕縛を善妙にもちかけた。これを知った王直はますます疑念を深めたという。

互いに連絡を取り合って王直の隙を窺っており、王直に同行した善妙らが舟山で盧鏜らと面會したところ、 日本人の兵士たちをも恩威周到に扱っていたので、王直からも一定の信頼を得ていたという。ところが、 盧鎧と兪大猷は 盧鏜は王直の

に朱尙禮という衙役が拘束された。兩者とも通倭の經驗者で、特に夏正はかつて王直のもとで通事の役についていたが 要求した。王滶が岑港に歸還すると、さらに人質として官員一名の身柄が要求された。夏正という指揮使が送られ、 の嚴戒態勢との間で意を決しかねていたが、投降の條件に、自身が不在の間の集團の統率者に充てるため、 胡宗憲は、身柄を確保していた王直の母や子の手紙を葉宗滿に託して王直の歸順を促した。王直は胡宗憲の甘言と官軍 王激 の解放を

この間の胡宗憲と王直一黨との關係がことさら詳細に描かれている。 「擒獲王直」によれば、この時、すでに朝廷からは、胡宗憲に王直の逮捕を促す詔が下されていたという。 同篇には、

陳可願とともに歸國して官府に身分を與えられた人物である。

すか。ただ私たち一家が亡ぼされるだけでしょう。」 閣下は決して父上を捉えるようなことはありません。 を助けたいからこそ、將兵に手出しをさせずにいるのだ。お前が出向いて來ないのなら、私を恨むな」などとむにゃ 將の上書十數篇を机の上に並べておいて、彼らの危惧をつのらせた。そして、醉っ拂って眠り込み、「私はお前の命 閣下が朝廷に口を利いて下されば、私たち家族は再び一緒に暮らすことができるのです。父上がお越しになっても むにゃと寢言を言いながら寢床の上に嘔吐した。さらに王直の息子の王澄に父親に宛てた血書をしたためさせた。 「總督閣下は數年の閒私たちの面倒を見てくださっていますが、ただ一度父上にお目にかかりたいとのご要望です。 使者として到來した王直腹心の王滶・葉宗滿らを自室に寢泊まりさせ、それとなく王直の追討を求める諸 もしおいでにならなければ、官軍に勝てるとでもお思いなので

王直の招撫の利害得失を分析する一篇の書簡がある。そこでは王直の歸順を許した場合、ならびに拒んだ場合の 人々に貿易という正業への道を開くことについてである。 念がそれぞれ數條に分けて論じられており、王直の招撫が胡宗憲の幕下で熟考に値する問題として眞劍に檢討されてい これら胡宗憲のふるまいが、 しかし、 胡宗憲が當初から王直を處刑するつもりだったと考えるのはかえって不自然である。胡宗憲の幕客唐樞に、 中でも特に筆が割かれているのは、王直を招撫し、 最初からすべて計算し盡くされた策略だとすれば、 日中間で互市が開かれることで、 もはや詐術以外の何ものでもない 海賊行為に携わる 利點と懸

そが萬人を活かす道である。 理にかなっているので實行も易しいが、宼盗は自然の道理に悖るので實行するのも難しい。ただ、その道理にかなっ どがその後跳梁し、 た道がふさがれているために、 嘉靖六・七年以後、 して寇盜となった。 禍根は年々深まっていった。今日の問題の端緒はまさにここにある。そもそも、 嘉靖二○年以後は、海禁がますます嚴しくなり、盗賊がいよいよ盛んになった。 當局者が法に從って禁令を嚴格にしたので商業は行われず、 道理に逆らう營みが生ずるのだ。公私の輿論に諮ってみれば、これを挽囘することこ 商人は生計の道を失ったため、 商業は自然の道 許棟や李光頭な

禁ぜられれば商は轉じて寇となる」という格言が後々まで引用される人物である。上掲の引用に續いて互市解禁論者とし 唐樞自身は日本との互市の公認を持論としており、「寇と商は同じく人である。市が通ずれば寇は轉じて商となり、 て言及される趙文華も、 王直の招撫について胡宗憲に直接贊意を示したことが確認できる。 市

このほかに、 唐樞は官府當局に對する利點として、その稅源としての效用を擧げている

てて稅を徴收すれば、 互市を開けば當然稅收が得られる。 廣東や福建の何倍にもなるだろう。 從來、 海上では闇で取引が行われ、 さらに、 現在の海上の防衞費は、 その上がりは私人に歸 たとえ現狀の課題が片づ してい た。 もし官を立

えれば、

一擧兩得、

防衛においても頼りになり、

官民公私が困窮することもないだろう。

に定まってい 兵亂の直後で人民は困窮しており、 ても、 延々二千里の衞所巡檢司の兵卒二○萬人あまりが年に五○萬あまりを費やして、各縣が徴發できる稅額はすで 北 1邊の故事にならい、 る。 現在、 客兵が大いに増員されているが、その糧餉はどこから支給したらよいものだろうか。 每年の豫算を定めて兵餉に當てる必要がある。 賦税を加増するには忍びない。もし海上の税によって海上の毎年の支出をまかな 以前兩浙では、 北は乍浦から南は蒲

これは最終的に胡宗憲の失脚にまでつながる問題であった。王直を何らかの官職に任じて浙江近海での貿易の管理に當て した直後にも、 當時、 浙直當局の財政狀況は現地民衆の窮狀とも表裏一體の、 發展の餘地ある商業經濟の利益を現地當局が存分に活用するための有效な方策であった。 胡宗憲は直隸・ 浙江・福建における苛斂誅求と放漫財政を指摘されて彈劾を被っている。 かなり深刻な問題だったようである。王直が官府に投降 後述するように

そのはたらきによって罪を償わせることを提案するものであった。 朝貢と互市を許可することを願い出る一方、特例として王直らの死罪を発じ、 **この獄につなぎ、これを報告する上奏文を用意した。實錄の記載からすると、** 嘉靖三六年一一月、 王直は葉宗滿・王汝賢らとともに、 ついに胡宗憲の軍門に降った。 沿海の軍衞に充てて日本人を手なずけさせ それは王直らを誅戮し、 胡宗憲は彼らをねぎらい、 源義長らには暫時

すでに發送した上奏文を取り戻し、その字句をすべて改めたという。新たな上奏文は、 け取って、そのために互市を開いて死罪を免ずることを願い出ているのだと噂した。 の處分を皇帝 ところが、浙江巡接御史の王本固は再びこれに反對を唱えた。江南の人々は、 の判斷に委ねるとともに、 自ら兵を率いて海上に残留する一黨の殲滅を願い出るものであった。 胡宗憲が王直や善妙らの金銀數十萬を受 胡宗憲はこれを聞 王直を海上の戦亂の元兇としてそ て恐れ おののき

こうして、王直の命運は暗轉した。

胡宗憲が當初想定していた王直を仲介とした日本招諭の構想は、ここで決定的な轉

事 換を迫られることになった。 置が可 ・の職權とそのたびごとの中央の承認をもって積み上げてきた旣成事實は、ここに至ってご破算となったのである。 ばならない。そして、 能どうかも不透明になった。 彼らと密接なつながりをもつ大友氏派遣の日本使節に對しても、 王直にはほどなく死罪の判決が下るであろう。 胡宗憲が、 蔣洲の日本出使以來、 王激の招撫、 その一 黨も招撫ではなく武力をもって鎭 大友氏使節への ついぞ先日に裁可を受けた特例 特別待遇と、 便宜

ば、 性をはるかに上囘る、 經緯から胡宗憲と王直 これまで皇帝から胡宗憲の提案に下されてきた幾たびにもわたる裁可を考えれば、 王直の招撫に事實上の許可を與えていたといえる。 王直の命どころか、 しかし、 破壞的な力を持っていた。 胡宗憲の身の安全も保證されたものではない。 明朝中國の政界においては、 黨との閒には密接な通交が行われてきたことは公然たる事實である。 かりに善妙との間の金品の授受が虚報であったと假定しても、 その場その場における正義は、 最後の最後にそれらを覆すのは、 中央は胡宗憲の便宜行事の しばしば法的な安定性、 胡宗憲としても無念の選擇だっ これを通倭と糾彈され これまで 限 0) 下

にあるならば、 胡宗憲が承知していなかったはずはない。 時々の狀況次第でいくらでも覆る可能性があった明朝の政界において、 胡宗憲ほどの人物がこうした危険を全く豫想していなかったとは考えにくい。 無位無冠の王直一人を犠牲にすることに、 當然、 自己の保身も含めた様々な條件を勘案した上で、もし最善の 胡宗憲がそれほどの痛痒を感じたとも思えない 總督の權限などどれほどのものかということを たとえ皇帝の 選擇肢が 可でもその

ては計略としてなされたこと再定義し、 われたという話に作り まで日本招諭のために打ち出してきた様々な施策は、 こうした方針轉換を糊塗するために作られたのが、 かえられたのである。 王直一 王滶らとの關係をあれほど詳細 黨との癒着という批判をかわすためだったのではないだろうか ここに至ってあたかも最初から王直を捕らえるため 「擒獲王直」という文獻だったのではないだろうか。 に描 11 たの \$ 兩者の閒 0 親 密な關係を 0 計略として行 胡宗憲がこれ

方途を探っていた可能性も否定できない。王直も、また王滶らも、この時點では胡宗憲が約束を守って日本使節の上京と ていたとも考えられるが、あるいは嚴嵩に連なる中央人脈を通じて朝論の軌道修正を試み、王直の身柄を活用する最善の した措置は、 王直が居館を出入りする際には豪華な輿に乘せて諸官の上位に据え、日々青樓での遊興を許したともいう。胡宗憲のこう も王直を捕縛しようとしたが、胡宗憲は王直を客分として禮遇した。宿所や召使いを用意し、祝宴を開いて接待もした。 約束の履行を期待させておいて、舟山島周邊に逗留している日本使節や王滶らの動きを封じる時閒稼ぎをし

ただし、總督衙門に迎えられた王直本人は當初この方針轉換を知らされなかったようである。この時、

互市開設の準備を進めていると考えていたに違いない。その年は何事もなく平穩に過ぎていった。

に踏みきり、王直の命運もいよいよ定まってくる。 狀況の變化に備えていたのだろう。ところが、この閒に舟山に碇泊していた日本使節は、官憲に對する猜疑から武裝蜂起 遇で何の不自由もない生活を送り、 司に出向くと、孟淮は諭旨を奉じてたちまち王直を獄に下してしまった。ただし、牢獄とはいっても衣食や調度は官僚待 まえを好かないようなので、あいさつに行っておいてはどうか」と言った。嘉靖三七年正月二五日、王直が仕方なく按察 しかし、『倭變事略』によれば、按察使の孟淮は王直の逃亡を恐れ、その下獄を胡宗憲に持ちかけた。計略がまとまる 胡宗憲は王直に、「私とおまえはすでにわだかまりはなくなったが、孟按察使はおまえの無道にお怒りだ。どうもお 體調を崩せば醫者に診てもらえ、藥も與えられたという。まだこの時點では胡宗憲も

次のように上奏した。 王直の判決は、 投降から二年を經た嘉靖三八年一一月二九日に下された。 胡宗憲は、 王直・葉宗滿・王汝賢につい て、

王直らは、 ておびきよせ、ようやく捕えることができました。王直は處刑して後世の戒めとするようお願い申し上げます。 倭夷を誘い込んで劫掠を行い、 東南沿海地方を騒亂に卷き込んで動搖させました。 臣 どもは閒諜を用い

諸官はすぐにで

その罪は赦しがたいものですが、 前後往來して官府に歸順し、 その間に戰功も立てております。 げ

將來の賊類にも悔悟の道を開かれんことをお願い申し上げます。

九日、 下問を受けた兵部と三法司は、三名の罪に赦免の餘地はなく、 「緑邊の關塞を越度し、 皇帝は胡宗憲の讞案に從い、王直を斬刑梟首に處すこととし、葉宗滿と王汝賢についてはその歸順および戰功を認 因って外境に出る者」として絞、妻子はともども官府の沒收とすべきことを覆議した。 律に照らして王直と葉宗滿は 「謀叛」 の罪で斬、 王汝賢は 月二

邊衞永遠充軍の刑に處することを指示した。

力の一 胡宗憲は王直の處遇には入念に配慮していたことが窺われる。 だ繼續していた倭寇の侵入への對策として、王直に何らかの利用價値を見いだしていた可能性もある。また、 直に對する個人的信義という要素も、 ることで官府の信用が失われ、その後の招撫政策の效果が低下することへの懸念が第一の理由であろう。 ておいたのも、 以上の事實による限り、 端を擔った葉宗滿と王汝賢については、 狀況の變化を待って何とか助命に持ち込む手立てを考えていたのではないだろうか。投降した賊を處刑す 胡宗憲は王直の處刑を進言しながらも、 不可缺の要件ではないにしろ、强いて否定するだけの根據もない。 命ばかりは救おうとした形跡が見られる。 かつて使者陳可願とともに歸國して、 王直を二年もの間獄中で生かし あるいは當時ま 幕下で官軍の兵 いずれにせよ、 胡宗憲の王

り泣き、 王直は れば、 の多くの倭寇關係の筆記史料とは異なり、 嘉靖三八年一二月二五日、 浙江巡按御史の周斯盛が王直の立ち會うため按察司を訪れ、王直を輿に乘せて獄舍から引き出した。 髪に挿した金の簪を形見に與えた。そして、 兵士たちが肅然と立ち並ぶのを見て、 王直の處刑が杭州の官巷口で執行された。「王直上疏」を載錄する 王直を海商と呼び、少なからず同情を懐かせるようなところがある。 刑場に向かうことを知った。 いかにも痛恨にたえない樣子で、「まさかここで刑に就くことにな 執行に臨んで王直は息子の王澄を抱いてすす 『倭變事略』 獄を後にした 同 同時代

を傳えるが、正確な場所は現在では知られていない。

えることなく續いたという。 過ぎていたはずである。『倭變事略』によれば、妻子は判決に從って成國公朱希忠の家の奴婢となったが、その子孫は絕 ろうとは」と嘆息し、頸を斷頭臺に横たえた。最後まで從容とした樣子であったという。 萬曆三八年に徽州を旅した李日華は、「汪五峰墓」とされる墓が新安江の綿溪にあったこと 年齢は確定できないが、 五十を

八 胡宗憲の失脚

勢となった。嘉靖三七年二月のこととされる。 舟山の道隆觀に宿所を與えられていた大友氏の使節團も善妙らに合流して、日本側の來航者は全面的に官軍と對立する形 と周りを取り圍むのを見て、中國側の背信を公然と非難し、船を燒き捨てて岑港後背の山上に柵をめぐらせ立て籠もった。 けても日本側の商人たちは積み荷を賣ることもできず、賴みであった王直もすでに捕われてしまい、そのうえ軍船が續々 御史王本固の上言に基づいて、胡宗憲には日本人を刺激せずに王滶らを捕えるよう朝命が下っていた。ところが、年が明 人質として王滶に身柄を預けられていた夏正は見せしめのため慘殺され、朱尙禮のみがからくも脫走を果たした。やがて 王直らが官府に出頭した後、身代わりに解放された王滶は、善妙ら日本人集團とともに岑港に殘ることとなった。巡按

結局道隆觀を燒き拂って善妙のもとに驅け込むことになったのだという。張四維は寧波の衞官の出身で、王直がかつて瀝 ところが、訴えを受けた參將の張四維はこの吳四郎を賊の閒諜と見なして殺してしまったため、身の危險を感じた德陽は ての立場からこれを受けず、爭亂に卷き込まれないよう、安全な宿所への移動を通事の吳四郎を通じて當局に要求した。 『日本一鑑』によれば、これに先だって善妙は大友氏の使節團を率いる徳陽に合流を要請していたが、徳陽は使節とし に王直

匠が率い

てきた倭寇の

派と見なされ

中國史書には永遠に岑港

固らの彈劾はその後噴出する胡宗憲批判のさきがけとなった。

これを受けて、

連の事案について調査を命じられ

本船は絶えてなくなり、 鄭舜功の言うとおり、 としてねぎらえばよかったのに、 こった衝突では、 恐れてなおのこと過激な行動に出たのであろう。 港で貿易を行ってい 源義鎭が徳陽と善妙を送りこんできたのは、 張四 、た時期にはこれと密接な關係を結んでいたと見られる人物である。 これに前後して來航した清授や龍喜といった使僧を最後に、「天朝の德を慕って」進貢に訪れる **[維は頭目敷名を生け捕りにして首級九○あまりを擧げたと稱える記錄もある。ただ、** 日中の朝貢關係は完全に終わりを告げるのである。 何の策もなく追い拂って東夷に怨みを買うことになった、 その甲斐あってか、これに續いて舟山を舞臺に官軍と日本側との 使節を二派に分かって様子を窺うためで、どちらも入朝させて一 この時は通 と當局の對應を批判 番 の疑 61 鄭舜功はそ が か か 間で 起

をはじめ、 彼らがこれに應じなかったのは當然ともいえる。 本側もあるいは恩賞にあずかったのかもしれないが、 嫌疑を警戒しながらも、 王滶らを捕縛せよなどという朝廷の要求は、當局者にとっては文字通りの無理難題だったに違いない。 憲ら關係諸官は浙江巡按王本固をはじめとする科道官から嚴しい批判を受けることになる。 もたらした。 から六月にかけて浙江省東南部の溫州 この間、 十一月に完成させると日本使節は母國を、 中央では蜂起の速やかな鎭定を繰り返し指示するが、 結局、 王直の逮捕がきっかけとなって、 胡宗憲は日本側に接觸を試み、 臺州に別派の日本人を擁する海寇が襲來し、 王滶 大友氏使節團と王滶らとの混成集團は 王滶らは福建・廣東方面を目指して出航していった。 それまでの經過から官府當局に懷いたであろう不信感を考えれば、 徳陽·善妙らは、 王直殘黨の身柄を差し出すよう交渉を續けた。これを受ければ 現地官軍が目立った戦果を擧げなかったことから、 七月に舟山本島北側の柯梅に移動して船の建浩 各地で衛所の官が殺害され そもそも日本人を刺激せずに この時の浙東の海寇ととも 自身に向けられる この間、 る被害を 三月

・柯梅の賊と記錄されることになるのである

れらには、それぞれ「妓を携え堂上に酣飲して迎春宴客し、總督府を視て雜劇の場となす」とか、「邊餉を扣侵するを指 るを喜んで得策となし、軍門倭主の謠を啓き」などとあるように、胡宗憲ならびに趙文華が王直一黨と誼みを通じていた 中に織り込まれ、中でも、 嚴しい評價を下している。 して常規となし、總督銀山の號を有つ」との句が配されており、 た刑科給事中の羅嘉賓は、 ひいてはこれを役使しながら朝廷に二心を懷いているという類の風說が批判材料に取り上げられている。こ 「觴を捧げ軍前に拜舞して伏地歡呼し、趙文華を讚えて島夷の帝となし」とか、「夷情に通 その上奏では、當時胡宗憲についてささやかれていたであろうあらゆる惡徳が壯麗な騈儷文の おおむね王本固らの主張を支持して浙直當局に問題ありと認め、 胡宗憲や趙文華の通倭、すなわち王直との接觸と、 特に胡宗憲についてはかなり

靖四 た諸官はまもなく行われた論功によって處分を取り消されたが、胡宗憲に對する彈劾はこれで終わらなかった。嚴嵩は嘉 靖帝にも瑞祥を獻ずるなどによって覺えがめでたかったからであるとされる。ただし、皮肉なことに、ここで懲戒を受け せよとの注意を促されるに終わった。胡宗憲は權臣嚴嵩父子と密接な關係を築いていており、 この彈劾によって戚繼光や張四維をはじめとする諸官には革職の處分が下ったが、 一年五月に失脚し、その黨與と見なされた者が、次々と肅清される時代がやってくる。 胡宗憲には恪勤精勵して職務を全う さらに嚴嵩父子を通じて嘉

における風紀紊亂や亂脈財政などの問題とが一體の弊害として糾彈される。

關係である。長くなるが、これまでの經緯を總括する意味でも、 政に對する十箇條の批判を列擧して、これを十大罪と稱して長大な批判を展開する。 嘉靖四一年一一月、南京戶科給事中の陸鳳儀が、再び胡宗憲に對する正面切っての彈劾を行った。 その第一箇條を引用しよう。 その筆頭に擧げられるのが王直との 陸鳳儀は胡宗憲の治

ておりました。 先だってのことですが、 蔡時宜 蔣洲 海賊の王直は、 ・陳可願はみな賊の手先であり、 もともと胡宗憲とは同郷の互いによく知った閒柄で、 先に太倉州で罪行が發覺して知州の熊桴に捕えられな 軍 ・需物資の贈與を受け

葉に從いませんでした。

だ招撫を口實として、兵を待機させて出撃せず、逆に日用品を與えて供應し、日に一○○金以上を費やしておりまし がら運良く出獄したところを、 た。參政の劉燾は、 上陸四散して掠奪を行い、家屋を燒き拂い、住民を殺害すること、被害は敷え切れないほどでした。しかし總督はた 嘉靖三六年三月、王直は倭船六隻を引き連れて寧波府下の岑港に入港しました。一黨は三千人に過ぎませんでしたが 何度も出兵を要請しながら聽き屆けられなかったので、甚だ憤懣を懐いておりました。賊は岑港 胡宗憲が腹心として召し抱え、賊との閒で往來させて密約を結んでいたのです。

に半年ほど滯在しましたが、互いに人質を取り交わし、臆面もなく往來しておりました。

幸いにも陛下のご高見により、 用に與え、行動はほぼ思うまま、自由に任されておりました。これは一體どういう了見でしょうか。 總兵官の盧鎧も、 しておりました。王直がついに自ら出向いてくると、面會の際には賓客として禮遇し、 あらかじめ賊のために上奏し、その罪を赦すよう願い出ており、さらにはこれを海防の任務に充てることを堅く約束 自らその船を訪れて酒宴にあずかり、たびたび日が暮れるまで歸ってきませんでした。胡宗憲は、 **斷じてこれを誅戮することとなったため、胡宗憲はやむを得ず命を撤囘して王直を按** 指揮使を護衞に付け、 輿を乘

察司に收監させたのですが、按察使には口頭でこれを獄舍には閉じ込めず寬大に扱うようにと言い含めておりました。 おそらく密かに王直を逃亡させ、按察使に罪をなすりつけるつもりだったのでしょう。按察使はこれを覺り、

自ら吳山 王直はついに處刑されましたが、三千の部衆は天誅を逃れ、 なぞらえて恥ずかしいとも思っておりません。これでどうやって士民の輿望を担い、人心を勝ち得ることができるで しょうか。それでもなお、これを覆い隱して功績と言い立て、陛下の恩寵にあずかり、思うままに横暴をはたらき、 に報功廟を立て、 その中に自分の像を納め、 でたらめな繪で壁面を飾り、 士民の憤激はやり場もありません。これは 後漢の竇憲が匈奴を敗った故事に の責任で

しょうか。これは胡宗憲の天を欺いて功を冒わる第一の大罪です。

陸鳳儀は戸科給事中としての立場から、これに加えて主に財務に關わる醜聞を十か條連ねた長大な劾奏によって、

記述と一致しており、胡宗憲を陷れるためことさらに根も葉もない虚言を並べたものとは思われない。 どを示している。確かに、これまで見てきた王直の事蹟に照らす限りは、 れば、これは忠を誣って欺きをなすもので、臣どもを重罪に處し、言官の妄言の戒めとしてください」と述べ、覺悟のほ 憲の亂脈ぶりを批判し、「人はみなこれを浙中の大倭と目している」と評する。結びには、「一つでも事實に違うことが 上掲の陸鳳儀の上奏はおおむねその他の史書

今後朕のために身を挺して任に當たる者がいなくなってしまうだろう、というのである。 下さずに浙直總督を解任するにとどめた。王直を捕えた者には格別の報賞を行うはずが、 この上奏を受け、嘉靖帝は錦衣衞に命じて胡宗憲を北京に連行させてきたが、その素行不良を認めた上で、 逆に處罰するようなことでは、

宗憲の免罪を認めるという筋道をふまねばならなかったのである。 ほしいままにする倭寇と見なされる。そして、皇帝も、 その罪を罪たらしめる絕對惡として王直を位置づける。もちろん王直が引き連れてきた岑港の日本人たちは、 この時、 連の騒動において共通するのは、王直の名が胡宗憲の不徳を裏書きするための前提として利用されていることである。 王直はすでに處刑されており、もはやその罪狀の當否を檢證する者はいない。陸鳳儀は胡宗憲を誹謗するため やはり諸惡の根元である王直を捕縛した功勞を認めることで、

た事實もその罪狀に含まれていたに違いない 様に「奸貪八罪」を指彈されて革職される。(『) ほどなくして、浙直總兵の盧鏜も、 胡宗憲の失脚によって自身に纍が及ぶことを恐れて辭職を願い出ていたところ、 内容の詳細は不明だが、胡宗憲への彈劾に見える、 賊の船でたびたび飲食し 同

胡宗憲の命運が盡きたのは、 その數年後に嚴嵩の子嚴世蕃と、 その朋黨の元中書舍人の羅龍文が逮捕されてからである。

胡宗

胡宗憲はかつて王直と氣脈を通じておりましたが、

宗憲のみの意向で推進されたわけではないことになる。 ようが、 殘黨五○○人あまりが含まれており、 なく處刑された。嚴世蕃と羅龍文は、 せられるが、 羅龍文を通じて嚴世蕃に一○萬金を贈って官職の授與を願ったといわれる。 下人脈を用い 徐海によって嘉興の桐郷縣が脅かされた際、 羅龍文はやはり王直や胡宗憲と同じく徽州の出身で、 かりに王直の金脈が羅龍文を通じて嚴世蕃の懐にまで達していたとすれば、 兩者ともやがて充軍先の衞所を離脱して嚴世藩の邸宅に潛み、 て活躍する場面もあった。もともと王直とは縁戚にあたるといい、 日本への亡命までも計畫していたとされる。 四方のやくざ・ちんぴら・いかさま師の類を四千人も呼び集め、 當時胡宗憲の幕下にあった王直配下の歸順勸告に徐海を訪れるなど、 當時墨工の第一人者として知られた文化人であった。 そこで反亂を企んだとの咎で彈劾され、 嚴世藩の失脚とともに羅龍文も邊衞充軍に 同時に嚴世蕃と親しかったため、 罪狀には少なからず誇張が含まれ その招無計畫は必ずしも趙文華と胡 その中には王直 王直 その

王直との關係が引き合いに出されるのである。これを報告する王汝正の言を引こう。 その家財の沒收を執行した巡按御史の王汝正が發見したのだという。 が擬作した皇帝の諭旨が收められていた。この時嚴世蕃も失脚して逮捕されたため羅龍文の家中に殘されていたものを、 この書簡は、 て疑う餘地は 胡宗憲がこの羅龍文による嚴嵩父子との取り次ぎに頼って自身の政治的な足場を確保していたのは、 先に胡宗憲が陸鳳儀の彈劾を受けた際、 ないと思われる。 さらに、その證據となる書簡が、 嚴世蕃の援護を取り付けるため羅龍文に託したもので、 處刑された羅龍文の遺留品の中から見つかったとされる。 もとより陰謀めいたところも窺われるが、ここでも 様々な狀況からし 胡宗憲自身

正 の事實は長く表沙汰にはなりませんでした。今、 道から外れ、 無賴の輩を集めて郷里に横暴を行うこと、 皇恩によって歸郷を許された後も、 その罪は嚴世蕃と羅龍文に劣るものではありません。 過ちを償うどころか、ますます

常に羅龍文を中央との調整役とし、

嚴世蕃にへつらうことで、

は胡宗憲の家に隱れていたそうですが、今や行方も分かりません。もしも六一が南方の倭に奔った場合のことを考え ましたところでは、羅龍文の長子の六一なる者は、もともと惡名高い男で、しばしば倭とも通じておりました。 兩名は刑戮に就きましたが、 胡宗憲は一人これを発れ、恐らくは天下の人心は承服しておりません。 臣 がまた聞き

ると、江南の命運については深く憂慮すべきものがあります。

その金脈は果たして羅龍文・嚴世蕃ルートに止まるものであったのか、殘念ながら胡宗憲自身は何も語っていない。 上奏を受けた皇帝は、 嘉靖四四年一○月、錦衣衞に胡宗憲の逮捕と取り調べを命じたが、胡宗憲はまもなく獄死した。

ろん、 ていたであろう。ただ、これらは胡宗憲という人物に焦點を絞って、また別に檢討されねばならない問題である。 には、王直の捕縛という功績よりも、王直との癒着という罪狀の方がより大きな作用を及ぼしたのである。そこにはもち ここに見るとおり、 胡宗憲の江南における治政のありかたや、嚴嵩派との密接な關わりなど、王直とは直接關係のない要因がはたらい 胡宗憲の晩年には最後まで王直の影がついてまわった。その最期から窺えるように、胡宗憲の命運

ちなみに、胡宗憲は隆慶六年に名譽囘復がなされたが、その時の兵科給事中劉伯燮は、次のように上言している。 胡宗憲は權貴に附庸し、兵餉を浪費し、それに殺戮において限度をわきまえなかったことは罪に問われねばなりませ しかし、倭寇猖獗の時にあたって、最後には計略をもって賊首を捕らえ、海上に平和をもたらしました。その功

罪もまた打ち消しあうべきものです。

ここでいう賊首とは言うまでもなく王直を指す。

葬が營まれるまでに地位を囘復した。しかし、その功勞劇の相方を務めた王直には、 胡宗憲は死後の浙直總督への復職が認められ、 ついに名譽囘復の機會は與えられな

やがて萬曆年閒

には

かったのである。

下に取り込むことに成功する。

互市の公許を望む王直、

倭寇の平定に腐心する胡宗憲、

そして朝貢の利權獲得を悲願とす

おわりに

論をまとめる意味で、 ・處刑されるまでの期閒を中心に、 以上、 嘉靖三二年 (一五五三) 最後にもう一度全體の內容を振り返っておきたい。 に瀝港を追われて日本に向かった王直が、 王直の生平ならびに胡宗憲ら明朝官府當局者との應酬を跡づけてきた。これまでの 同三六年に浙直總督胡宗憲に投降し、

あった。 された人物像であり、 おいては、 の互市公認を提案する善意の商人として姿を現す。 王直に關する二つの文獻、「擒獲王直」と「王直上疏」は、 中國を裏切り、 當時の日本と中國との閒に展開した「倭寇」をいかなる解決に導くかという政策的意思の投影でも 倭寇を驅って海の平和を亂す海賊の大將として、後者においては、 いずれも、王直その人というよりは、 王直の對照的な二つの横顔を描いている。 それぞれの觀點に依據して誇張 中國の平和のために日本と 王直は、

に携わった。 つながりをもち、 瀝港を追われて平戶に移住した王直は、 しかし、 王直はその閒も日本にとどまり、 中國沿岸では、 官憲からは倭寇の頂點に立つ人物と位置づけられていた。 對倭寇戰役が激化の一途をたどり、 日中間を移動する華人海商の間で、 自身は中國侵寇に加擔することはなかったが、經濟的には 海商たちは倭寇として彈壓され、 依然としてその壓倒的な優位を維持してい 彼らも實際に盗賊行爲 「ばは ん船」と

を求める胡宗憲の思惑があった。 て目をつけられた。そこには、 このような狀況のもと、 趙文華・胡宗憲らによって、 日本の有力な政治權力と關係を結び、 胡宗憲は蔣洲 陳可願を派遣して日本招諭に手を付け、 王直は、 東シナ海の安全保障を確立するための鍵となる人物とし 互市の禁制を緩和し、 王激 そこに當局および自己の財源 葉宗滿ら王直 腹心を麾

は、こうした政策構想の鍵となる日中閒の仲介者としての王直の立場を自己表明したものである。 る大友義鎭の三者は、 この時點で利害を共有する立場にあり、 相互に一致協力する體制を整えつつあった。「王直

に方針を切り替え、 と疑われた王直は、 やがて、 彼らの怨嗟は、 王直は大友氏の使節を伴って歸國し、胡宗憲の幕下に投降する。しかし、 王直一 王直を拘束し、 倭寇に苦しむ江南・浙江の人々にとって、 黨への招撫政策を推進する胡宗憲にも向けられることになる。 大友氏の使節を倭寇として追討する。王直・胡宗憲・大友義鎭がそれぞれの立場から 彼らが被った災禍の責任を負うべき諸惡の根源と見なされ 通番者の元締めであり、 胡宗憲は自己の立場を守るため 倭寇の 總帥

共有した東アジア海域の新たな秩序構想は、「倭寇」への怨みと恐れによって水泡に歸した。

失脚、 よって破滅に追い込まれたのである。 たと說明せざるをえなくなった。「擒獲王直」はそのような要請から生まれたものである。そして、これに續く胡宗憲の 日本招諭のための手段に過ぎなかったが、結果として胡宗憲は、 その後、王直は逆賊として處刑される。それは胡宗憲自身が最善の結末と望んだものではなかった。王直 下獄、そして死は、 ほかならぬ王直との關係を問われることでもたらされた。王直を處刑した胡宗憲は、 日本への使節派遣そのものを王直捕縛のための策略だっ |の招撫は本來 王直に

ま語られてきた幾つかの事實を、それぞれの人物の政治的立場を明らかにしながら敍述してきた。 以上、 本稿の檢討を通じて、王直の晩年の事蹟について、 既往の研究では十分な檢證が行われず、 論者ごとに曖昧なま

こうした中央と地方、 めに、 筆者が何にもまして强調したいのは、 折にふれて中央の承認を受けながら周到に準備されてきたにも關わらず、 全てが覆されてしまったことである。 さらには皇帝と臣僚の閒における政策的一貫性の缺如は、 この間の王直の招無、 王直も、 日本使節も、 および日本使節の招諭が、 そして胡宗憲自身も、 最終段階で王直の赦免が許されなかったた 明代のみならず中國歴代王朝において これによって運命を狂わされた。 胡宗憲の總督軍 務 0) のもと

様々な政治的混亂を生んできた宿弊と言ってよい。

ことによって、胡宗憲の便宜行事の權限のもとで事實上の治外法權を得た海上の無賴集團が特權的中閒團體としてたちま 則であった。それは、 隷・浙江・福建において、 わろうとするのを、 た國制原理と相容れない反政府的社會集團の首長、すなわち「賊首」には招撫による赦免は適用しないという刑律上の原 ただし、こうした法的規範の安定性を犠牲にしてまで、結果的に明朝が示したのは、 中央政權が法の名のもとに公然と排除することであった。 倭寇に對する實際の關與の程度如何に關わらず、留日華人集團の首魁と見なされた王直を處刑する 究極的な政策決定權はあくまで中央ないし皇帝にあるという國制上の原理であり、 少なくとも胡宗憲が管掌する南直 またそうし

嘉靖倭寇の慘禍は、 じて堅持される通番の禁制は、 と海上の荒ぶる力との衝突は福建・廣東方面において繼續することを餘儀なくされた。 この裁定によって、明朝と日本との間の公式の通交關係は斷たれ、南直隸および浙江は海禁の傘の中にとどまり、 王直の惡名とともに後世に記憶されることとなったのである。 王直の處刑によって再確認された。そして、この政策的判斷を必然たらしめた原因である 江浙地方においては明朝 代を通

註

とその周邊 ――」(『東方學報』京都:八五)を指す。(1) 本稿が言及する前篇とは、山崎岳「舶主王直功罪考 ――『海寇議』

代表的な著作に、陳懋恒『明代倭寇考略』(哈佛燕京學社、一九三四)、

れ以外にも、中國では、一般書等で『明史』等の見解を踏襲して、王范中義・仝晰綱『明代倭寇史略』(中華書局、二〇〇四)がある。こ

直を漢奸視する歴史敍述が少なくない。

(3) 鄭樑生『明・日關係史の研究』(雄山閣出版、一九八五) は、中國側

○○-一)は、何故「新論」と稱するのかに疑問は殘すものの、中國「"倭寇〞新論 ――以 "嘉靖大倭寇〞爲中心 ――」(『復旦學報』二○しばしば引用されるが、情報の精密度は鄭書に及ばない。樊樹志『日明關係史の研究』(吉川弘文館、一九九二)は日本史の研究者にも

から見た倭寇關係書として最も手堅い研究成果といえる。

「嘉靖海寇反亂の一考察 ――王直一黨の反亂を中心に ――」(山崎宏日本におけるマルクス主義史觀による王直像としては、片山誠二郎大陸では比較的穩健かつ影響力の大きい論文とされる。

4

135

大學出版社、一九八七)がある。は代表的な著作として、林仁川『明末淸初私人海上貿易』(華東師範編『東洋史學論集』四、不昧堂書店、一九五五)が知られる。中國で

- 5 徽州海商と後期倭寇 ——」(東洋文庫編 する。 〇一三)、鹿毛敏夫「『抗倭圖卷』『倭寇圖卷』と大內義長・大友義鎭 須田牧子「『蔣洲咨文』について」(『史料編纂所研究紀要』二三、二 六世紀大友氏の對外交渉」(『史學雜誌』 一一二—二、二〇〇六年)、 文に以下のものがある。 を展開する。特定の主題についての專論として、王直に關係の深い論 自由を求める商人として描き、「擒獲王直」について嚴しい史料批判 が最も充實した實證的成果といえる。同篇は、一貫して王直を互市の 主王直行蹟考」(上、下)(『史學』三四—一・二、一九六一・六二) 戦後の王直研究のうち、 一二)、上田信『シナ海域蜃氣樓王國の興亡』(講談社、二〇一三) 二章 「王直と嘉靖倭寇の實態」、中島樂章 「海商と海賊のあいだ -二章第二部、村井章介『世界史のなかの戰國日本』(筑摩書房、二〇 (同上)。比較的新しい啓蒙書のうち王直に言及するものを以下に列記 勉誠出版、二〇一五)。 羽田正編『海から見た歴史』(東京大學出版會、二〇一三)第 (春風社、二〇〇二) 第四部第四~六章、 李獻璋「嘉靖年閒における浙海の私商及び舶 太田弘毅『倭寇 『東インド會社とアジアの海 商業·軍事史的研究 鹿毛敏夫「一五・一 第
- 藏天啓三年『鹽邑志林』本による)。による)、采九徳『倭變事略』卷四/附錄(京都大學人文科學研究所による)、采九徳『倭變事略』卷四/附錄(京都大學人文科學研究所

14

いうより一般向けの商業出版であるため、本稿では依據しない。「王直上疏」に重要な位置づけを與えるが、兩者とも體裁上は學說と討がなされている。また、羽田〔二〇一三〕・上田〔二〇一四〕も(7)「擒獲王直」は、すでに李獻璋〔一九六二〕によって嚴しく批判的檢

8

李獻璋〔一九六二〕によれば、

その後嘉善縣訓導の謝顧に僞託された

- (9) 『忠
- (1) 奉獻璋〔一九六二〕、嘉靖『浙江通志』本はこれに言及せず、王直の處刑をるが、同四○年序『浙江通志』本はこれに言及せず、王直の處刑をるが、同四○年序『籌海圖編』本には同三九年の論功についての記載があ
- 果感悅. 抵軍門。 海商徽人王直者, 卽汪五峰, 采九德 『倭變事略』卷四/附錄:「三十六年丁巳,秋九月二十五 無大罪犯, 如約隨遣養子毛海峰, 初軍門欲覘海寇虛實, 欲軍門代爲疏請通商, 率其黨數千人, 泊舟於江口, 遣人資疏. 款定海關。 遣蔣洲、陳可願等入海, 因上疏云:……。」 至是直自分嘗協同官兵, 說直內附。 直
- ぶりを見せていた。同篇が民間に流出する過程で、この部分だけが何後述のように、同年初頭までは胡宗憲も王直の助命を朝廷に求めるそ後述のように、同年初頭までは胡宗憲も王直の助命を朝廷に求めるそない、記事のみを見るなら、同二六年(一五五七)四月に大內義長が安藝の毛利氏に攻められ、一度は助命の約束をとりつけながら自害に追い込まれた事件を彷彿とさせる。「舊年」を昨年の意とすると、嘉追い込まれた事件を彷彿とさせる。「舊年」を昨年の意とすると、嘉追い込まれた事件を彷彿とさせる。「舊年」と記された事件と解釋される。これはしばしば天文二○年計略に陷って自刎した」と記されている。これはしばしば天文二○年計略に陷って自刎した」と記されている。これはしばして政治と対象を引きれている。これはしばして政治という。

- 者かによって當時の現狀にあわせて書き換えられたという可能性も否
- 15 劄備錄之,爲倭變事略二卷。 『嘉禾獻徴錄』 卷四一/海寧衞/采旺/九德:「倭變時, 九德取幕府 H

- 16 亦且數十萬計, 皆爲攻墮。 袤數千里, 而三十六島之夷,皆其指使。 之松浦津,僣號曰京,自稱曰徽王,部署官屬,咸有名號, 『籌海圖編』卷九/大捷考/「擒獲王直」:「乃更造巨艦聯舫, 容二千人,木爲城,爲樓櫓四門, 焚燔廬舍, 擄掠女子財帛, 咸遭荼毒。 比年如是。」 而福清、 時時遣夷漢兵十餘道, 流翅濱海郡縣. 黄巖、 以鉅萬計。吏民死鋒鏑填溝壑者 昌國、 其上可馳馬往來。 、臨山、 崇德、 據居薩摩洲 桐鄉諸城 控制要害 方一百] 延
- 17 よって廣まったものと思われる。ただし、李獻璋〔一九六二〕は同篇 について學術的に「全く內容がない」と評しており、筆者も同意見で 秀穗「倭寇王王直」(『歷史地理』五〇―一・二・四、一九二七)に 前篇でも言及したように、しばしば用いられる「倭寇王」とは、 後藤
- 18 といういでたちも、 作大船連舫, 未有。」ちなみに、 其上皆得馳馬來往。 されたであろうことから、何ら「夷俗」を受容する利點はなかったと の顔役であり、日本人からは「大明儒生」として振る舞うことを期待 に限った髪型ではなく、和服も「左衽」ではない。王直は、華人集團 たと説明される場合があるが、「椎髻」は高く結った髷のことで日本 はないと考える。この句に基づいて王直が日本人の習俗に染まってい 『晉書』卷四二/列傳第一二/王濬:「武帝謀伐吳, 方百二十步,受二千餘人。以木爲城, 同篇からしばしば引用される王直の この類いの定型表現であり、事實と認めるべきで 又畫鷁首怪獸於船首, 以懼江神。 起樓櫓, 詔濬修舟艦。 舟楫之盛 「椎髻左衽」 開四出門 溶乃 自古

25

人之兵者也。敢不捐軀報效,

贖萬死之罪。」

26

19 假にこれを文字通り讀むなら、 日本全土を征服したのではなく、 王直

- く、いずれにしろ誇張表現と思われる。 ただ、關東・東北から流れてきて王直に從う者があったとも考えにく の周りに日本全土から流れ者が集まってきたと解釋すべきであろう。
- 必有坐遣者。且賊酋來者,皆直部落也, 禍之慘皆由直者。獨總督胡公前按浙時, 譎,每殘破處,必詭云某島夷所爲也。故東南雖知王直之叛, 『籌海圖編』卷九/大捷考/「擒獲王直」:「官軍莫敢攖其鋒, 而不聞直來,其爲坐遣無疑。」 見賊進退縱橫, 皆按兵法, 而不知受 但爲計狡 知
- 『明世宗實錄』卷四二五/嘉靖三四年八月乙亥。

22 21

- 而使之, 將士所不得斥堠而戌者。人言, 與監督尚書趙公謀曰 茅坤『茅鹿門先生文集』 或可陰擕其黨也。」 國家困海上之寇, 卷三〇/雜著:「先是,胡公始爲提督時, 王直以威信雄海上, 數年於茲矣。 無他罪狀, 諸匈奴乘潮出沒 荷得誘
- 23 何屢立微功,朦蔽不能上達,反罹籍沒家產, 人同利, 采九德 『倭變事略』卷四/附錄:「切臣直, 爲國捍邊,絕無勾引黨賊侵擾事情, 舉家竟坐無辜,臣心實有 此天地神人所共知者。 覓利商海. 賣貨浙福,

夫 與

采九德 不甘。」 馬微勞, 『倭變事略』 宣識諸島, 驅馳浙江定海外長塗等港, 其主各爲禁制倭奴, 卷四/附錄:「如皇上慈仁恩宥赦臣之罪, 仍如廣中事例, 不得復爲跋扈, 通關納稅, 所謂不戰而屈 叉使不

24

- 世紀中國における交易秩序の模索―互市の現實とその認識―」(同編 明代中期の廣東における互市制度の展開については、岩井茂樹「十六 『中國近世社會の秩序形成』京都大學人文科學研究所、二〇〇四)。
- 疏/疏/倭夷容留叛逆糾結入寇疏、 『籌海圖編』卷一二/下/降宣諭、『明經世文編』卷二八三/王司馬奏 『明世宗實錄』卷四三三/嘉靖三
- 疏/疏/ 『籌海圖編』卷十二/下 /倭夷容留叛逆糾結入寇疏:「在京各衙門會議云: / 降宣諭、 『明經世文編』 卷二八三/王司馬奏

27

禁,曾追囘倭船二十餘隻。……」甚是不樂,嘗禁各倭西犯,昨劫黃巖去者,多被擒殺。今春關隘亦加嚴入貢勘合,得行則利歸於上,今各倭私自貿易,利歸於下。彼中酋長,該巡視浙江都御史王忬題,……節據被擄在倭歸人供稱,本國酋長請有

- (28) 一六世紀の大友氏と中國・アジア諸國を中心とする對外關係については、橋本雄『中世日本の國際關係:東アジア通交圈と偽使問題』(吉川弘文館、二〇〇五)第六章「永正度の遺明船と大友氏 —— 警固・抽分・勘合から ——」、鹿毛敏夫〔二〇〇六〕、同『アジアン戰國大名大友氏の研究』(吉川弘文館、二〇一一)、同「遺明船と相良・大名大友氏の研究』(吉川弘文館、二〇一三)伊藤幸司「大內氏の外交と大友氏の外交」(鹿毛敏夫編『大內と大友 —— 中世西日本の外交と大友氏の外交」(鹿毛敏夫編『大內と大友 —— 中世西日本の外交と大友氏の外交」(鹿毛敏夫編『大內と大友 —— 中世西日本の小交と大友氏の外交」(鹿毛敏夫編『大內と大友 —— 中世西日本の外交と大友氏の外交」(鹿毛敏夫編『大內と大友 —— 中世西日本の八大大名 —— 『勉誠出版、二〇一三』を参照。
- (29) 『日本一鑑・窮河話海』卷一「歲壬子,日本之種島土官古市長門守聞,(29) 『日本一鑑・窮河話海』卷一「歲壬子,日本之種島土官古市長門守聞,
- 子嶋家譜』)。

 子嶋家譜』)。

 子嶋家譜』))

 「大友義鎭書狀寫」・三〇二「大友義鎭書狀寫」(『種第一卷、三〇一「大友義鎭書狀寫」・三〇二「大友義鎭書狀寫」(『種子の「大分縣我育委員會、一九九三)
- 研究』京都大學學術出版會、二〇〇七)を參照。「奸細」宋素卿を題材として」(夫馬進編『中國東アジア外交交流史の「奸細」宋素卿を題材として」(夫馬進編『中國東アジア外交交流史の3)。 寧波事件に關しては山崎岳「朝貢と海禁の論理と現實―明代中期の
- 罪の師」を中心に――」(『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』名古屋大學出院よる對朝鮮外交の鏡としての對ベトナム外交 ―― 册封問題と「問質外交の原則が國によって一樣でなかったことは、夫馬進「明淸中國 「一六八二」」(山本達郎編『ベトナム中國關係史 ―― 曲氏の臺頭から清佛戰爭まで ――』山川出版社、一九七五)を參照。ただし、朝ら清佛戰爭までの過程は、大澤一雄「黎朝中期の明との關係(一五二七年)

曾、二〇一五)を參照。

33

- 撫諭, 臣竊以爲不便。上從部議。」 罪。朝鮮國近上表獻俘, 其更生, 將練兵, 首王直挾倭奴亂海上, 之往年益爲猖獗,恐未可以言語化誨懷服也。若猾夏之罪未懲, 非所以蓄威。糾引之黨未得, 兵部覆言,宣諭乃國體所關, 未爲晚也。且祖宗時,三佛齊止因阻絕商旅,非有倭奴匪茹之 皆有次第, 卷四一三/嘉靖三三年八月乙未:「刑部主事郭仁, 待其畏威悔罪, 引祖宗諭三佛齊故事, 心存敵愾 然後皇上擴天地之仁, 如復令其轉行宣諭, 而責以 飲戢, 最宜愼重。 請勑令朝鮮, 盖倭寇方得志恣肆, 非所以崇體。矧今簡 恐亦非其心矣 頒恩諭以容 宣諭日本國 而綏以
- (35)『明世宗實錄』卷四二一/嘉靖三四年四月辛巳、『明經世文編』

卷二六

六/胡少保奏疏二/疏/題爲獻愚忠以圖安攘事疏。

- 36 防有益。如其不從,亦於國體無損。……。 有傷威重。 更獻馘以自贖也。但往時議者, 亦畧相同。 助四郎等亦稱,彼國荒旱,私出買賣, 疏:「……竊意此賊,恐多各島小夷,必非大舉入寇。及譯審生擒倭賊 『明經世文編』卷二六六/胡少保奏疏二/疏/題爲獻愚忠以圖安攘 今惟以有司之意, 若我遣人詰問其督知之,未必不愕然驚懼, 遣人詰問, 欲請詔諭, 國主不知。則與諸士民所呈稟者 , 名正言順, 則恐犬羊無知。 使彼從之, 急收捕而請罪 萬 固於海 一少梗.
- 『明世宗實錄』卷四二一/嘉靖三四年四月辛巳。

37

- (38) 『明世宗實錄』卷四五三/嘉靖三六年一一月乙卯:「宗憲與直同鄉,習されることから、事實としてもおかしくない。
- (39) 『籌海圖編』卷九/大捷考/「擒獲王直」。

- (40) 『明世宗實錄』卷四三四/嘉靖三五年四月甲午。
- 八三/王司馬奏疏/疏/條處海防事宜仰祈速賜施行疏。(41)『明世宗實錄』卷三九七/嘉靖三二年四月丙子朔、『明經世文編』卷二
- (42) 『明世宗實錄』卷四一〇/嘉靖三三年五月丁巳。
- (43) 『明世宗實錄』卷四一〇/嘉靖三三年五月乙丑:
- (4) 胡嗣運『忠敬堂彙錄』/建言錄/計獲海上巨寇疏。
- $\widehat{45}$ 通番逮, 知萬公表墓:「賊方蜂屯諸島, 『國朝獻徵錄』卷一〇七/都督府二/榮祿大夫南京中軍都督府都督同 時謂爲奇功, 可誘而縳也。 總督胡公宗憲,卒遣洲使豐後、 約獲直以贖, 不知皆公本謀也。」 薦鄞人蔣洲、 且以上賞許之。日强聒當路前, 而歙汪直者,以驍雄魁其曹。 張惟遠, 山口諸島, 使爲閒。兩人雅善直, 渠魁立致: 未及行, 東南晏然 公策其疏 而公卒 其家坐
- (46) 『明世宗實錄』卷四二二/嘉靖三四年五月辛酉。
- (4) 鄭曉『端簡鄭公文集』卷三/書/與彭草亭都憲。
- (48) 須田〔二○一三〕によると『蔣洲咨文』本文には以下のようにある。記述がある。 (48) 須田〔二○一三〕によると『蔣洲咨文』本文には以下のようにある。記述がある。

- 蔡時宜、潘一儒等,爲輔行。」無常,莫得虛實。有生員蔣洲者,犯法拘獄,釋而遣之。又以陳可願、無常,莫得虛實。有生員蔣洲者,犯法拘獄,釋而遣之。又以陳可願、(绍) 采九德『倭變事略』卷四/嘉靖三五年四月:「軍門以海寇居島,出沒
- 50 情者。 往。」この一 て天啟刊本『籌海圖編』卷九/平倭錄に收められている。 唐鶴徵『(皇)明輔世編』卷六/胡少保宗憲:「宗憲檄寧波, 先以冒禁入海繫獄, 寧波以弟子員蔣洲、 節は、ほぼ同文が朱國禎 陳可願報,因令充正、副使。 即獄釋之, 令各募二十人, 輔洲等資文以 『湧幢小品』 卷三○/平倭を經 而朱尙禮、 選委知海 胡

55

(51) 鄭若曾『籌海圖編』卷二上/王官使倭事略:「今上皇帝嘉靖三十四年

- 之典 可鑒矣。今日移文報知, 靜,釁隙不生,共享和平之福。如此本司卽爲王奏聞,天子必有大旌勞 副使陳可願,移檄報知。王若能守祖宗之大法,思聖朝之厚恩, 赦,豈有縱民侵劫之理, 民。今爾倭劫掠居民, 秉恭順, 盤據海島, 史册書美, 遣使移諭日本。……檄曰,「王國自我太祖高皇帝御極以 分投遣人, 嚴加約束, 不許私出沒海洋, 貢獻天朝。 天朝待王恩亦不薄, 窺伺竊發, 光傳百世, 念惟王國法令嚴明, 亦非爲中國也。王其深體而速行之。」…」 必是欺蔽國王, 恐非王國之利。 豈不快哉。否則奸商島民扇搆不已, 黨類 上下安和, 私出爲非。 部民盜一雞一犬者, 如昔年安南國王陳氏之禍 侵擾中國, 恪承天道, 故特遣正使蔣洲、 使邊境寧 憤部民 來,
- (52) 『明太祖實錄』卷三九/洪武二年二月辛未。
- (5) 山本達郎「陳朝と元との關係(一二二五-一四○○)」・同「明のベトナム支配とその崩壞(一四○○-一四二八)」(山本達郎編『ベトナム九七五)。
- 超文華『嘉靖平倭祗役紀略』卷三/諭日本疏。その足取りは、『戒庵地文華『嘉靖平倭祗役紀略』卷三/諭日本疏。その足取りは、『戒庵という。一時的な歸帆の後、再度渡航を試み、數日のうちに海を渡ったした貨物については自身の田産を賣って補填しなければならなかったした貨物については自身の田産を賣って補填しなければならなかったした貨物については自身の田産を賣って補填しなければならなかったという。一時的な歸帆の後、再度渡航を試み、數日のうちに海を渡った。
- 定海開洋, 『明世宗實錄』卷四三四/嘉靖三五年四月甲午:「及是可願還言, 以窮自絕, 王與其相俱死, 有薩摩洲賊中 爲颶飄至日本國五島, 實非本心。誠令中國貰其前罪. 舟) 諸島夷不相統攝,須徧曉諭之,乃不(可) 未奉諭, 遇王直、毛海峯等。 先已過洋入寇矣。我輩昔坐通番禁 得通貢互市 言 十 (日) 本 願殺賊自 初自

- (56) 采九德『倭變事略』卷四/附錄。
- (57) 『戒庵老人日記』卷五/蔣陳二生。
- のであろう。 (8) この記述にいう「日本」とは京都の幕府で、豊後も山口もかつて日本(5) この記述にいう「日本」とは京都の幕府で、豊後も山口もかつて日本
- 59 江南大被其害。已而中國召集四方勁兵禦倭,倭往往遭損傷, 因教使入寇。倭初難之,比入則大得利, 海壖民乘機局賺倭人貨數多, 商夷所信服: 都御史胡宗憲 一人歸者。其死者親屬,亦復其咎直,直恐乃與諸中國商若王滶、葉宗 「明世宗實錄」 謝和、王清溪等,共以其眾屯五島洲自保。」 號爲汪五峰。 卷四五三/嘉靖三六年一一月/乙卯:「總督浙直福建右 以擒獲海寇王直等來聞。 凡貨賄貿易, 倭責償於直, 直本徽州大賈, 於是各島相煽誘, 直多司其質契。 直計無所出, 且忿恨海壖民 狎於販海. 會海禁驟嚴 爭治兵艦, 有全島無 爲

67

- (60) 『明世宗實錄』卷三三七/嘉靖二七年六月戊申。
- (6) 『明經世文編』卷二八三/王司馬奏疏/疏/倭夷容留叛逆糾結入寇疏
- (62) 李獻璋〔一九六二〕が引用する『大曲記』の記述を參照。
- 本一鑑絕島新編』卷一/原の備按にも同樣の記事がある。 産賊之島,不世見戮,人罵以賊切齒不忘,深以盜賊爲戒。」また、『日(63) 『日本一鑑・窮河話海』卷四/風土:「俗嚴禁賊,盜絲髮者皆死。 間有
- らいているという對馬使節の證言を引いている。王直をもとは商賣のために來航したが、賊倭と結んだため盜賊をはた(6)『朝鮮王朝實錄』明宗/卷二○/一一年/嘉靖三五年四月一日の條は、
- 日囘覆。今先差頭目及通番人等帶領大福船四隻,護送可願,同來各夷島夷不來入犯,尚有未到一十餘處,議留蔣洲同彼頭目仍在各處傳輸完本生到于日本國五島地方,傳輸有馬、肥前平戶博多等五島,皆已禁戢臣接到宗憲書云,該寧紹地方官員具呈,今年三月初一日陳可願囘呈,臣接到宗憲書云,該寧紹地方官員具呈,今年三月初一日陳可願囘呈,

66

- 宜,使之自擇利害而行,事寧奏請。詔可。」 開用餌,或招或撫,要在隨宜濟變,不從中制。今宗憲所請,當假以便閒用餌,或招或撫,要在隨宜濟變,不從中制。今宗憲所請,當假以便其黨說論各島,相率效順。中國方賴其力,乞加重賞。兵部覆,兵法用賊首毛海峯,自陳可願歸後,嘗一敗倭寇於舟山,再敗之於瀝表。又遣賊世宗實錄』卷四三七/嘉靖三五年七月戊午:「總督浙直胡宗憲奏,『明世宗實錄』卷四三七/嘉靖三五年七月戊午:「總督浙直胡宗憲奏,『明世宗實錄』卷四三七/嘉靖三五年七月戊午:「總督浙直胡宗憲奏,
- 時代史料で字號を通名とし、毛海峰と呼ばれる。峰は王直の號の五峰にちなんだものとされる。實錄をはじめ多くの同峰は王直の號』。王滶とは王直の義子としての名で、本名は毛烈、海
-) 唐鶴徵『皇明輔世編』卷六/胡少保宗憲。

69

- (70) 鄭若曾『籌海圖編』卷九/大捷考/舟山之捷。
- (71) 徐宏光「平倭碑雜憶」(『風景名勝』二○○四)。
- (72) 唐鶴徵『皇明輔世編』卷六/胡少保宗憲。
- 有差,王滶笑曰:「此何足賞,若吾父至,當取金印如斗大。」……」舟山爲亂。公遣葉宗滿等,協助官軍,剿之盡殲焉。公疏上功次,犒賞(73)『籌海圖編』卷九/擒獲王直:「先是,海中倭寇敗沒,有零寇百餘,據
- 顧倔强不一見我。見我當有處也。」……」摩若親子然。葉宗滿兄弟,並加禮遇。時時對將吏士民曰「直非反賊,摩若親子然。葉宗滿兄弟,並加禮遇。時時對將吏士民曰「直非反賊,撫
- 『戒庵老人日記』卷五/蔣陳二生。
- 須田〔二〇一三〕、鹿毛〔二〇一三〕。

 $\widehat{77}$ $\widehat{76}$ $\widehat{75}$

傳說」(『史林』九七-五、二○一四)を參照。大友氏の本姓は通常藤會、二○一一)、平瀨直樹「室町期における大內氏の妙見信仰と祖先祖觀の形成とその意義」(同『中世日朝關係と大內氏』東京大學出版、大內氏が百濟を出自と稱することについては、須田牧子「大內氏の先

鄭若曾

『籌海圖編』

卷五

/浙江倭變記/嘉靖三十二年四月/官兵進剿

通交においては源姓を用いている。原とされるが、源頼朝の落胤説を根據に、第一二代持直以來、對朝鮮

- 78 有司之 意移咨風示義鎭等, 豐後雖有進貢使物, 事關國體, 方許請貢。 轉諭日本國王, 眞有畏罪乞恩之意。 宜量犒其使, 是洲不諳國體,無所逭罪。但義長等旣以進貢爲名,又送還被擴 膏, 洲奉使宣諭日本,已歷二年,乃所宣諭止及豐後、 卷四五〇/嘉靖三十六年八月甲辰:「……於是, 疏下, 未可輕易詔: 將倡亂各倭立法鈴制, 而實無印信勘合。山口雖有金印囘文, 禮部言, 轉論其主,一如宗憲議。報可。」 仍詳議具奏。 來使宜優賚遣囘, 以禮遣囘,令其傳諭義鎭 勾引內寇一倂縛獻. 部臣乃請令浙江布政司: 如宗憲議。其宣諭 而又非國王 始見忠 Щ 以
- (7) 俞大猷『正氣堂集』卷九/呈總督軍門梅林胡公揭/議處日本貢夷:(7) 俞大猷『正氣堂集』卷九/呈總督軍門梅林胡公揭/議處日本貢夷:源議鎮請伊國王印信、勘合表文,照依限期來貢。」 爾大猷 『正氣堂集』卷九/呈總督軍門梅林胡公揭/議處日本貢夷:源議鎮請伊國王印信、勘合表文,照依限期來貢。」

93

- (8) 兪大猷『正氣堂集』卷九/揭/呈總督軍門梅林胡公揭二十首/議計縛
- (81) 兪大猷『正氣堂集』卷九/揭/呈總督軍門梅林胡公揭二十首/自明。
- (82) 鄭若曾『籌海圖編』卷九/大捷考/擒獲王直。
- (8) 兪大猷『正氣堂集』卷九/掲/呈總督軍門梅林胡公掲二十首/議計縛馬蹟潭王直敗之。

96 95

三九年二月甲辰。(85)『明世宗實錄』卷四五三/嘉靖三六年一一月乙卯、同卷四八一/嘉靖

- 鄭若曾『籌海圖編』卷九/大捷考/擒獲王直
- 鄭曉『端簡鄭公文集』卷三/書/與胡梅林。
- 『明世宗實錄』卷四五三/嘉靖三六年一一月乙卯
- 『明世宗實錄』卷四五三/嘉靖三六年一一月乙卯
- 『明世宗實錄』卷四五三/嘉靖三六年一一月乙卯

90 89 88 87 86

- (31) 兪大猷『正氣堂集』卷九/揭/呈總督軍門梅林胡公掲二十首/請發兵(31)
- 92 害一家人耳。」…。」 嚙指血寓直書云,「軍門數年恩養我輩, 我也。」含糊其辭, 怖。夜半公作醉, 先遣來見者, 『籌海圖編』卷九/大捷考/擒獲王直:「而公與其所親信王滶、 即許眷屬相聚。汝來, 連床队, 夢中語云,「吾欲活汝, 吐滿床。 因佯露諸將請戰書十餘篇于几案, 軍門決不留汝,藉令不來,能保必勝乎?空 王激等漏之于直, 惟願汝一見。使軍門有辭于朝 故禁不進兵. 直始疑之, 汝不來, 王滶等竊視驚 叉使其子澄.
- 前此侍郎趙文華、都御史鄭曉等, 之路不容, 造端命意, 『明經世文編』卷二七〇/禦倭雜著/書/復胡梅林論處王直、唐 『海議』論處王直奏情復總督胡梅林公:「……嘉靖六七年後, 賊夥愈盛。許棟、 商道不通, 故逆難之圖乃作。 實係于此。 商人失其生理,于是轉而爲寇。 夫商之事順而易舉, 李光頭輩, 訪之公私輿論, 然後聲勢蔓衍, 各有建議, 寇之事逆而難爲。 轉移之智,實藏全活之仁。 嘉靖二十年後: 本兵聶豹, 禍與歲積。 曾有覆題 守奉公嚴 今日之事
- (9) 鄭若曾『籌海圖編』卷一一上/經略一/敘寇源
- 趙文華『嘉靖平倭祗役紀略』卷六/咨總督胡侍郎海防事宜。
- 戍額,卽令事平,必欲如九邊故事,定立年例,以充餉費。舊時兩浙,來海上市貨暗通,而費歸私室。若立官收料,倍于廣福多甚。况今海上『海議』論處王直奏情復總督胡梅林公:「三曰,……開市必有常稅。向『明經世文編』卷二七○/禦倭雜著/書/復胡梅林論處王直、唐樞

則一舉兩得,戰守有賴,公私不困矣。」且兵荒之餘,百姓貧苦,不忍加賦。若得海上之稅,以濟海上年例之用,百兵荒之餘,百姓貧苦,不忍加賦。若得海上之稅,以濟海上年例之用,命,歲費五十萬有奇,各縣徵發舊額已定。見今客兵大增,何以處給。北起乍浦,南迄蒲門,縈紆二千里衞所廵司,各衙門兵卒,約二十萬有

- (9) 『明世宗實錄』卷四五四/嘉靖三六年一二月癸未。
- (8) 『明世宗實錄』卷四五三/嘉靖三六年一一月乙卯:「直與宗滿、淸溪來(9) 『明世宗實錄』卷四五三/嘉靖三六年一一月乙卯:「直與宗滿、淸溪來
- 99 等惟廟堂處分之。」なお、同條ではこの時の王本固の反對について、 罪在不赦,今幸自來送死,實藉玄庇。臣等當督率兵,將殄滅餘黨, 貸死。宗憲聞而大懼,疏旣發, 考えておく。胡嗣運『忠敬堂彙錄』/建言錄/計獲海上巨寇疏。 官の見解を支持する傾向があるが、ここでは條文全體の論調に鑑みて、 意味になる。實錄の編纂官は、一般的に法規範の原則に忠實で、 は事情に暗く、努めてそれに反對した」となる。ただし、假に「闇. 力以爲未可。而江南人詾詾言, 闇」は文字通りと理解し、 御史本固闇於事機,力以爲未可」とあり、そのまま讀むと「王本固 『明世宗實錄』 「諳」の誤りだとすると、「王本固は事情に精通し」と、正反對の 卷四五三/嘉靖三六年一一月乙卯:「御史本固闇於事機 胡宗憲の當初の構想が支持されたものと 追還之,盡易其詞,言直等寔海氛禍首 宗憲入直善妙等金銀數十萬,爲求通市 科道 直
- (⑩) 采九德『倭變事略』卷四/附錄。
- 101 以開來者自新之路。 『明世宗實錄』卷四七八/嘉靖三八年一一月丙申:「總督浙直都御史胡 讞上王直、葉宗滿、王汝賢等獄。 海宇震動。臣等用閒遣課, 事下, 雖罪在不赦: 兵部會同三法司覆議, 然往復歸順 始能誘獲: 謂, 直等勾引倭夷,肆行攻刼 三犯俱不可原 曾立戰功, 乞將直明正典刑, 姑貸一死 仍將 以

『月生』を二人/『生二/戊ヱ/『又・「Lキスス・ヨートネキヂト、トトテイロヒド宗滿汝賢,旣稱歸順報效。姑待以不死,發邊衞永遠充軍,餘如議。』妻子財産沒入,庶盡法律。上曰,直背華勾夷,罪逆深重,命就彼梟示。

- 『鄭端籣公奏議』刑部類/卷一四/會題詳議賊犯王直等疏
- 王直の母汪氏は、この時齢八〇を越えていたという。『鄭端簡公奏議』刑部類/卷一四/會題詳議賊犯王直等疏によれば、

104 103

李日華『味水軒日記』卷二/萬曆三八年九月一九日。

105

- 三十八年七月戊子。 三十八年七月戊子。
- 『日本一鑑・窮河話海』卷七/流逋

107

- (108) 萬表 『海寇議』。
- (⑩) 『籌海圖編』卷九/大捷考/舟山之捷
- (⑪) 『明世宗實錄』卷四八一/嘉靖三九年二月甲辰

『明世宗實錄』卷四六一/嘉靖三七年七月丙辰

112 111

擬陶朱。 囘章疏, 駐柯梅, 鹽賊朱先等 府爲雜劇之場。萬金投款權門, 伏地歡呼, 領以文奸, 而更以捷聞, 其玩寇之愆, 建都御史胡宗憲,柔佞憸人,姦邪巨蠹。 『明世宗實錄』卷四七四/嘉靖三八年七月戊子:「……至若總督浙直福 貪黷因仍, 而旋更情節, 自焚舟廠, 讚趙文華爲島夷之帝, 專冀本兵之內召。 廉恥掃地, 求掩其殃民之罪。擁勁兵以自衞,惡聞警報之宵傳, 溫臺極被創殘,荼毒官民,人心所共傷也。 權侔將領, 全浙所共知也。 征輸繁急。喜通透夷情爲得策 曲致其欺罔之私。納賄弄權, 專官給餉, 而醉發狂言, 携妓酣飲于堂上而迎春宴客, 縱滑稽之武辨, 乃稱官兵攻剿, 沉湎喪心。捧觴拜舞于軍前而 欺君悞國, 畢露其彌縫之巧, 出犴獄之巨奸, 而妄行奏報, 養寇殘民。 若指揮陳光祖 啟軍門倭主之謠 乃稱斬獲數多 千里追 視總督 岑賊移 罪將

指扣侵邊餉爲常規, 臣者宜置之重辟, 得旨。繼光、 元珂降調。宗憲詢策勵供職。」 假贊畫而陰爲利謀, 四維、英,革任仍同鈇、 以彰天討之公,用洩人心之憤者也。 有總督銀山之號。 入幕悉衣冠之盜。 蔑視法典, 招藝流而厚加豢養, 魁等, 下按臣逮問。 疏下, 溷亂官常。 盈庭皆狗鼠 兵部議 祖庚等 此

(11) 『明世宗實錄』卷五一五/嘉靖四一年一一月丁亥。

114

- 嘆憤。 房屋, 蔣洲、 冒功大罪, 比於燕然勒石, 不以爲羞. 叨竊殊恩, 而三千之衆竟逋天誅, 欲陰令逸去, 任其自便, 約已堅。王直遂挺身來詣,相見之際, 米酒肉, 直勾領倭船六隻, 宗憲乃倚爲腹心, 『皇明疏鈔』卷七十/權姦二/陸鳳儀/督臣欺横不法亟賜罷斥疏:「前 屢夕而返。宗憲乃預爲賊地具奏, 乞赦其罪, 且欲以海防任之, 海賊王直 陳可願. 賊住港內半年,彼此交質, 殺害居民, 以供饋之,日費百金以上。祭政劉燾屢請出師不聽,甚爲扼腕 也。」 横行胸臆, 略無防禁。此果何爲者耶?幸賴我皇上明見萬里, 而諉罪於該司也。 倒牌將王直送按察司收監! 本與宗憲同鄉, 皆賊人姦細: 不可數計。 而軍門但以招降爲名, 入寧波府岑港, 使之徃來賊中, 自立報功廟於吴山, 人心憤憤, 果何以慰衆望而服人心也哉!此宗憲之欺天 先于太倉州敗露, 該司覺之, 素相識善, 往來無忌。總兵官盧鎧亦親造其舟飲 無所於洩, 約衆不過三千, 上岸四散抄掠, 暗相約好。 待以賔禮, 件以指揮, 不從其言。 復口論按察使寬之在外。蓋 受其贈遺軍前所用。蔡時宜 塑像其中, 嘉靖三十六年三月內, 誰之咎歟?而猶揜以爲功 被熊知州拏禁倖脫者: 按兵不擊, 雖王直卒正典刑 篩虚侈繪座壁 乘以肆轎 斷以必誅 反出薪 燒燬 盟 王
- 天下首惡,人共以浙中大倭目之。蓋不可使之一日復居總督之位者也。」『皇明疏鈔』卷七十/權姦二/陸鳳儀/督臣欺横不法亟賜罷斥疏:「此

115

『明世宗實錄』卷五一六/嘉靖四一年一二月丁丑。

116

- 『明世宗實錄』卷五一七/嘉靖四二年正月壬辰。
- 龍文誘擒賊首葉明陳東等條、八月/賊首徐海乞降條。『籌海圖編』卷五/浙江倭變記/嘉靖三五年六月/應襲管懋充中書羅
- 『月廿六霄泉』、巻江江一/富寿四四年一)月万戊・「……因常,六景寺官。…龍文亦招集王直通倭餘黨五百餘人,謀與世蕃外投日本。」武,罪不在宥。直,徽人。與羅龍文姻舊,遂行十萬金世蕃所,擬爲受『明世宗實錄』卷五四四/嘉靖四四年三月辛酉:「曩年逆賊汪直勾倭內

120

119

118 117

- 六一得亡南走倭, 臣恐江南之事, 龍文長子六一者,素稱大猾,且習通倭。初匿宗憲家, 龍文。乃二犯已正明辟,而宗憲獨以倖免,恐無以服天下之心。 與王直交通, 『明世宗實錄』 不思補過, 愈猖狂, 每籍龍文爲內援, 卷五五一/嘉靖四四年一〇月丙戌:「……因言, 招集無賴, 相與謟事世蕃, 有大可慮者。」 暴横鄉里, 故事久不發。 其罪不減于世蕃、 今不知所嚮。使 今蒙恩放 臣叉聞 宗憲昔
- 寧,此其功罪亦當相準。」與夫殺戮過慘,不能無罪。然當倭奴憑陵之際,卒以計擒首惡,海波遂與夫殺戮過慘,不能無罪。然當倭奴憑陵之際,卒以計擒首惡,海費軍餉,『明穆宗實錄』卷六九/隆慶六年四月丁丑:「宗憲依附權勢,靡費軍餉,

121

附記

ある。

本稿は文部科学省科學研究費若手研究(B)「倭寇論の再構築」の成果で